

避難行動要支援者の避難支援対策に  
関する手引き

平成28年3月  
(令和4年3月改定)

福 島 県

# 目 次

第1編 基本的な考え方	-----1
第1章 「避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き」改定の経緯	・1
1 平成25年6月の災害対策基本法の改正	.....1
2 令和3年5月の災害対策基本法の改正	.....1
第2章 避難行動要支援者等について	.....3
1 要配慮者、避難行動要支援者等の定義	.....3
2 要配慮者の特性	.....3
第2編 平常時における避難行動要支援者の避難支援対策	-----10
第1章 平常時からの避難支援対策	.....10
1 避難支援のための体制整備	.....10
第2章 避難行動要支援者名簿	.....15
1 避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等	.....15
2 避難行動要支援者名簿の作成等	.....17
3 平常時の名簿情報提供に関する同意確認等	.....28
4 避難支援等関係者への事前の名簿情報提供	.....32
第3章 個別避難計画	.....33
1 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等	.....33
2 個別避難計画の作成等	.....37
3 市町村内部における個別避難計画情報の利用	.....63
4 平常時の個別避難計画情報提供に関する同意確認等	.....64
5 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報提供	.....69
第4章 個人情報の適切な管理	.....71
1 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の適正な管理	.....71
2 適切かつ積極的な個人情報の取扱い	.....72
第5章 防災意識と災害への備えの啓発	.....74
1 地域住民の防災意識の啓発	.....74
2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施	.....74
3 防災訓練等の実施	.....75
4 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発	.....75
5 避難行動要支援者自身の備え	.....75

第3編 災害発生時における避難行動要支援者の避難支援等	-----78
第1章 避難情報等の伝達	.....78
1 要配慮者の円滑な避難のための情報伝達	.....78
第2章 避難誘導、安否確認等	.....81
1 避難支援等関係者の対応原則と安全確保	.....81
2 避難行動要支援者の安否確認と避難支援活動	.....82
3 名簿の事前提供に不同意であった者への支援	.....83
4 個別避難計画の事前提供に不同意であった者への支援	.....86
5 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応	.....87
第4編 個別避難計画に係るその他の事項	-----89
第1章 個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務	89
1 個別避難計画情報を提供する場合における配慮	.....89
2 秘密保持義務	.....91
第2章 地区防災計画との連携	.....95
1 地区防災計画を推進する際の留意点	.....95
避難行動要支援者の避難支援対策に関する県の支援窓口	.....97

## 資料編

- 1 改正災害対策基本法施行通知（避難行動要支援者関係抜粋） -----1
  - ・平成25年改正
    - 「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」  
(平成25年6月21日付 府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号)
  - ・令和3年改正
    - 「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」  
(令和3年5月10日付 府政防第601号・消防災第60号)
  
- 2 避難行動要支援者名簿関係の質疑応答 -----22
  - 避難行動要支援者名簿関係（災対法第49条の10～第49条の13）の質疑応答  
(平成27年2月19日付事務連絡)
  
- 3 難病の患者に係る情報提供依頼に関する資料 -----28
  - 災害対策基本法第49条の10第4項に基づく情報提供依頼について（通知）  
(平成27年6月3日付27健第1627号)

## 第1編 基本的な考え方

### 第1章 「避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き」改定の経緯

#### 1 平成25年6月の災害対策基本法の改正

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること 等

#### <改正の背景>

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした災害対策基本法の改正や東日本大震災による教訓を踏まえ、県では、平成28年3月に「避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き」を作成しました。

#### 2 令和3年5月の災害対策基本法の改正

- ① 避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とすること
- ② 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組むこと
- ③ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新にあたり、記載する情報の取得に個人番号を活用できるようになること
- ④ 計画作成業務への福祉専門職の参画の重要性、避難を支援する者の確保や負担感の軽減、計画内容の改善や避難の実効性向上につなげるため

の計画作成後における避難訓練の実施、個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供など、個別避難計画の作成に関する留意事項の記載 等

<改正の背景>

近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。

本県では、令和元年東日本台風における災害を直接の原因として32人が犠牲となり、そのうち21人（65.6%）が65歳以上でした。うち15人（71.4%）が浸水により自宅で被災したと推定され、その15人全員の被災場所は1階でした。この中には自力で避難することが難しい方も含まれていたと考えられます。

この災害を教訓に、避難行動要支援者の支援体制を行政のみならず地域ぐるみで整えることが重要です。本手引きは、今般の法改正や国の取組指針改定等を踏まえ、「避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き」を改定したものです。

## 第2章 避難行動要支援者等について

### 1 要配慮者、避難行動要支援者等の定義

要配慮者、避難行動要支援者等の定義については、平成25年の災害対策基本法の改正を機に以下のように用語が定義されています。

#### (1) 要配慮者

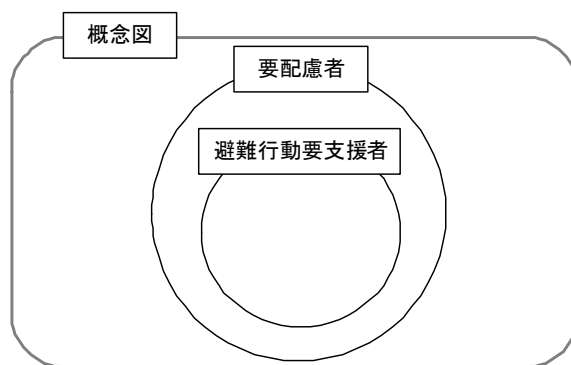
高齢者、障がい児者、難病患者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、特に配慮を要する者を意味します。

#### (2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味します。

#### (3) 避難支援等関係者

消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、広域一時滞在先となる市町村、その他、避難支援、安否確認等の実施に携わる関係者を意味します。



### 2 要配慮者の特性

要配慮者の避難行動時の特性は、個人差も大きく千差万別ですので、避難の支援にあたっては、一人一人の特性に応じた支援を行うことが必要です。また、災害発生時には、周囲にいる方の手助けが被害を最小限に抑えるために重要な役割を果たしますので、平常時から、一般の方々に要配慮者が持つ大まかな特性等について理解してもらうことは、要配慮者を災害から守るための大きな力になると考えられます。

そこで、市町村にあつては、災害時における被害の軽減や地域における防

災力の向上、さらには地域のノーマライゼーションの推進といった観点からも、要配慮者の避難行動時の特性等について普及啓発に努める必要があります。

次の表は、要配慮者の避難行動時の特性と必要とする支援の概要について取りまとめたものです。

## <要配慮者の避難行動時の特性と必要とされる支援>

### (1) 高齢者

区 分	避難行動時の特性	必要とされる支援
ひとり暮らし高齢者	・体力が衰え、行動機能が低下している（緊急事態の察知が遅れる場合がある。）が、自力で行動できる。	・迅速に情報を伝達し、避難を誘導する。 ・安否確認や状況把握が必要。
要介護高齢者	（寝たきり高齢者） ・自力で行動することができない。 ・自分の状況を伝えることが困難。	・避難する場合は、車いすやストレッチャー等移動用具と援助者が必要。 ・安否確認や状況把握が必要。 ・トイレの確保（車いす用、ポータブル等）が必要。 ・医療機関との連携が必要。
	（認知症高齢者） ・自分で判断し、行動することができない。 ・自分の状況を伝えることが困難。	・避難誘導をしてくれる人が必要。 ・安否確認や状況把握が必要。 ・医療機関との連携が必要。

### (2) 身体障がい者

区 分	避難行動時の特性	必要とされる支援
視覚障がい	・被害の状況を知ることが	・市町村からの情報、その



者	<p>できない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。</li> </ul>	<p>他生活に関する情報等が来た時には必ず知らせ、必要に応じて読み上げる。(音声による情報伝達及び状況説明が必要。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認、避難所への歩行支援が必要。</li> <li>・避難所内の配置等(トイレ、電話等の場所等)の確認・誘導案内等が必要。</li> </ul>
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。)</li> <li>・緊急時でも言葉で人に知らせることができない。</li> <li>・外見からは、障がいのあることが分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振り等目に見える方法で情報を伝える。(視覚による認識手段が必要。)</li> <li>・避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板等で呼びかける。また、ファクシミリの配置や常時筆記用具を確保する。</li> <li>・文字が読めない人に対しては個別に情報を伝える。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の身体の安全を守ることが困難。</li> <li>・自分で避難することが困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具の転倒防止等住まいの安全を確認する。</li> <li>・避難する場合は、車いす、ストレッチャー等の移動用具と移動通路の確保及び歩行支援等が必要。</li> <li>・車いす用のトイレの確保が必要。</li> </ul>
言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時でも言葉で人に知らせることができない。</li> <li>・外見からは、障がいのあることが分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファクシミリの配置や常時筆記用具を確保する。</li> <li>・災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておく。</li> <li>・自分の居場所を知らせるための緊急ホイッスルの携帯を呼びかけておく。</li> </ul>
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連携体制、移送手段の確保が必要。(医</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・外見からは、障がいがあることが分からない。</li> <li>・心臓、腎臓、呼吸器等に機能障がいがあり、人工透析等医療的援助が必要な場合がある。</li> <li>・常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベ等）を必要とする人がいる。</li> <li>・医薬品を携帯する必要がある。</li> <li>・人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。</li> <li>・人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。</li> <li>・人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限されている。</li> </ul>	<p>療機関等の支援。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に当たっては、車いす、ストレッチャー用の移動用具や援助者が必要。</li> <li>・避難所では、ケアのできるスペース確保が必要。</li> <li>・食事制限の必要な人の確認も必要。</li> <li>・薬やケア用品の確保が必要。</li> <li>・人工肛門造設者等については、ストマ用装具や障がい者トイレの確保が必要。</li> <li>・治療器具等のための電気の確保が必要。</li> </ul>
--	---

### (3) 知的障がい者

避難行動時の特性	必要とされる支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な環境変化に順応しにくい。</li> <li>・一人では、理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人である時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。</li> <li>・精神的に不安定にならないような対応が必要。</li> <li>・常に話しかける等、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要。</li> <li>・ことばの意味がわからない場合があるため支援者の意図が伝わらないことがあるので、内容を確認しながら確実に伝える。</li> </ul>

### (4) 精神障がい者

避難行動時の特性	必要とされる支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気持ちを落ち着かせることが必要。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くは、自分で判断し、行動することができる。</li> <li>・普段から服用している薬を携帯する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・服薬を継続するため、本人及び援助者は、薬の名前や量を知っていることが必要。</li> <li>・医療機関との連絡体制の確保が必要。(医療機関の支援。)</li> </ul>
--	--

#### (5) 自閉症者

避難行動時の特性	必要とされる支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人とのコミュニケーションや予定されたパターン以外の行動をとることが難しいため、自ら避難することが困難な場合がある。</li> <li>・避難所など、人が多く慣れない場所での生活は、極度に緊張するため、パニックを起こす可能性がある。</li> <li>・急激な環境変化に順応できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人である時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要。</li> <li>・出来るだけ、自閉症の特性を理解した者が対応することが必要。</li> <li>・避難所には出来る限り、自閉症者に配慮したスペースの確保が必要。</li> </ul>

#### (6) 医療的ケア児等

避難行動時の特性	必要とされる支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工呼吸器による呼吸管理、たん吸引等の医療的ケアが不可欠。</li> <li>・環境変化による発熱、呼吸状態の悪化等、体調変化を起こしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器(人工呼吸器・吸引器等)の電源の確保の配慮が必要。</li> <li>・経鼻経管栄養の場合、液体状の経管栄養剤の確保が必要。</li> <li>・必要に応じて医療機関への入院や施設等への短期入所も活用できるように配慮する。</li> </ul>

#### (7) 難病患者

避難行動時の特性	必要とされる支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</li> <li>・外見からは、障がいがあることが分からない場合がある。</li> <li>・医薬品を携帯する必要がある。</li> <li>・人工呼吸器の使用等の医療的援助が必要な場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連携体制、移送手段の確保。(医療機関等の支援。)</li> <li>・移動に当たっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や歩行支援等が必要。</li> <li>・避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療器具等のため電気の確保が必要。</li> <li>・薬やケア用品の確保が必要。</li> <li>・食事制限の必要な人の確認が必要。</li> </ul>
--	---

#### (8) 乳幼児

避難行動時の特性	必要とされる支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら判断し、行動する能力がなく、常時、保護者等の支援が必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等の災害対応力を高めることや、適切な避難誘導が必要。</li> <li>・被災により、保護者等が養育することが困難な場合への対応が必要。</li> </ul>

#### (9) 妊産婦

避難行動時の特性	必要とされる支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導に介助が必要な場合がある。</li> <li>・避難所等における配慮（防音、防寒や衛生面）が必要。</li> <li>・医療機関との連絡体制の確保が必要。</li> </ul>

#### (10) アレルギー等の慢性疾患を有する者

避難行動時の特性	必要とされる支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くは、自分で判断し、行動することができる。（乳幼児、子どもは除く）</li> <li>・アレルギー患者であれば抗アレルギー薬など、服用薬等の携帯が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗アレルギー薬やエピペンなどの医薬品の確保が必要。</li> <li>・アレルギー対応食の確保が必要。</li> <li>・避難先での医療提供体制の確保が必要。</li> </ul>

(11) 外国人

避難行動時の特性	必要とされる支援
・日本語の情報が十分理解できない。	・通訳等の支援が必要。 ・災害の状況や避難の必要性、避難場所等を伝達することが必要。 ・避難所等における配慮（外国語表示、生活習慣面で配慮）が必要。

(注1) これらは、一般的な特性等を示したものであり、介護度の状況や家族の状況等によって必要とされる支援も異なってくることに留意します。

(注2) 要配慮者が全て避難行動要支援者に該当するわけではなく、避難支援の必要性等によって避難行動要支援者となります。

## 第2編 平常時における避難行動要支援者の避難支援対策

### 第1章 平常時からの避難支援対策

#### 1 避難支援のための体制整備

##### (1) 市町村の体制整備

避難行動要支援者の避難支援対策を進めるためには、高齢者や障がい者等に関する業務をそれぞれ所掌している保健福祉担当部局等と、防災を所掌している防災担当部局が担当課等を明確にしながらか相互に連携して対応することが必要です。

また、原子力災害時における避難について、避難計画等において事前に広域一時滞在先となる市町村が決まっている場合は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画情報を提供するなど、被災住民の避難受入が円滑に行われるよう、日頃から連携を図っておく必要があります。

##### (2) 避難行動要支援者連絡会議（仮称）の設置

###### ① 構成

市町村においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等も参加した横断的な組織である「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」を組織することが適当です。

また、避難支援体制の整備に関する取組を進めるに当たっては、必要に応じて避難支援等関係者の参加を得ながら進めていくことが適切です。

###### ② 検討事項

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る作成・活用方針等及び地域防災計画に盛り込む事項、また、地区防災計画等の関係がある制度との連携の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておくことが適切です。

また、平常時においては、名簿・個別避難計画の共有、避難訓練、普及啓発、発災時の情報伝達、在宅の被災者の安否確認・見守り支援、避難所運営などとの連携の在り方を検討しておくことが考えられます。

### (3) 地域調整会議の開催

#### ① 構成

地域の実情に応じ、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、自治会、障がい者団体等その他の個別避難計画作成等関係者が参加することが想定されます。

#### ② 検討事項

関係者で避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことで共助の推進にもつながると考えられます。

また、避難行動要支援者と関係者が、円滑に意思疎通ができるようにするなど、本人の状況に応じた合理的配慮がなされることが望ましいです。なお、庁内外の防災と福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係者をつなぐことが、地域調整会議を円滑に実施する上で重要です。

### (4) 個別避難計画作成の中核的な人材育成

個別避難計画作成の中核的な役割を担うことが期待される人材(※)の確保と育成を支援する仕組みを構築していくことが重要です。

※中核的な役割を担うことが期待される人材の例

- ・防災部局、福祉部局、福祉関係者など個別避難計画作成等関係者、地域を相互に調整、連結し個別避難計画作成の工程全体をマネジメントする人材
- ・個別避難計画の作成に関与する知識・技術があり、作成に参画する福祉専門職、民生委員、自主防災組織などの関係者 等

### (5) 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要です。このため、市町村や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切です。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めることや地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することが考えられます。

### 地域づくり例

- ・ 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- ・ 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等

## (6) 民間団体等との連携

災害発生時等における避難行動要支援者名簿の提供に際しては、民生委員や自主防災組織など地域防災計画においてあらかじめ平常時からの名簿提供先として定められた避難支援等関係者だけでなく、その他の者にも名簿情報を提供することができます。その際の提供先として、ボランティア団体や障がい者団体、福祉事業者、民間企業等の協力を得ることも有効です。そのため、地域の民間団体等との連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図ることが適切です。

### 避難行動要支援者名簿の提供先となり得る団体等の例

#### ・ 保健福祉・医療関係者

民生・児童委員、社会福祉協議会、身体・知的障がい者相談員、高齢者福祉指導員、高齢福祉推進員・福祉協力員、ホームヘルパー、精神保健福祉士、母子保健推進員、老人クラブ、福祉ボランティア団体、難病ボランティア、地域包括支援センター、医師会、歯科医師会、医療ボランティア、健康を守る婦人連盟、医療機関、日本赤十字社、災害派遣福祉チーム 等

#### ・ 防災等関係者

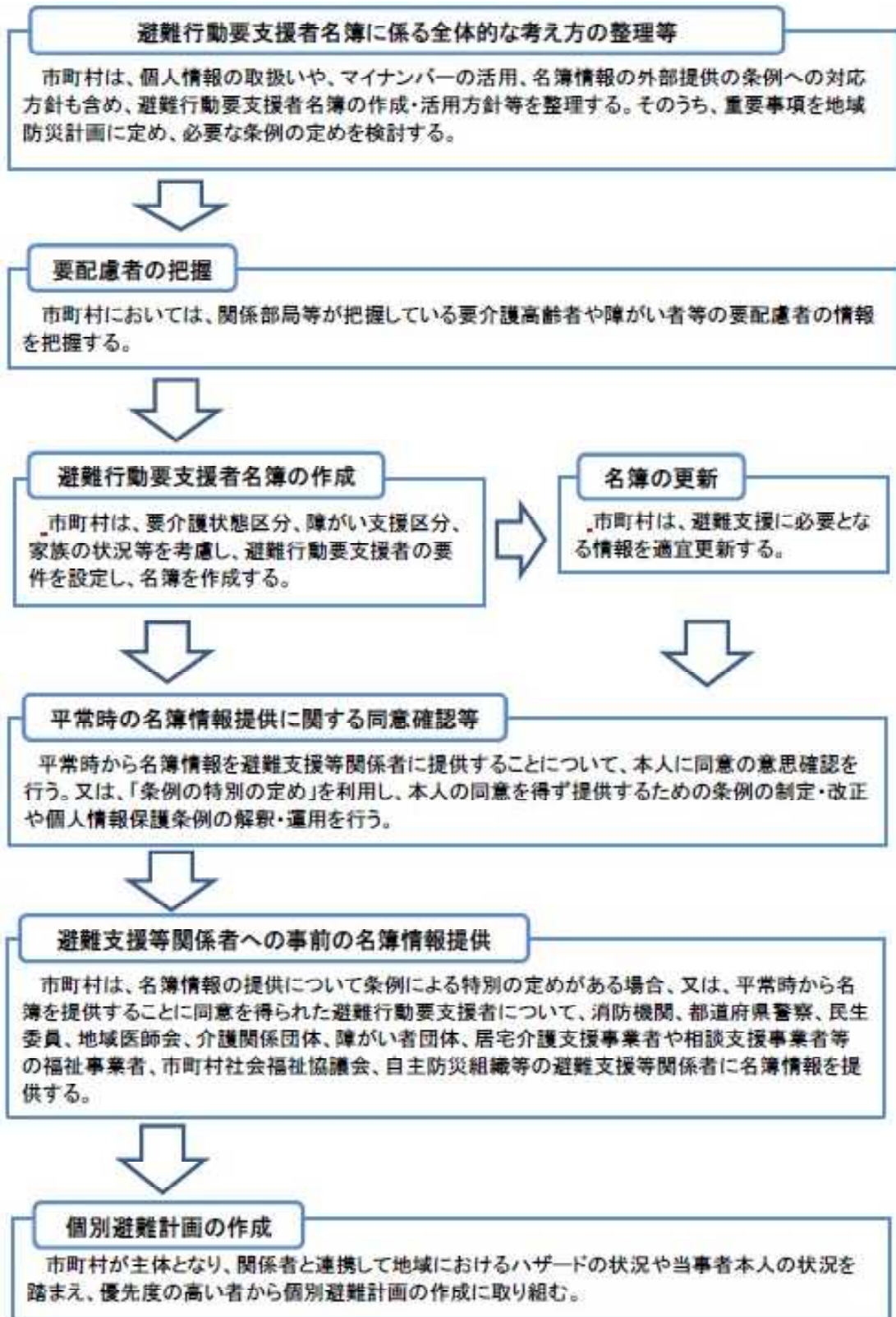
自主防災組織、消防団、等

#### ・ 地域住民代表者等

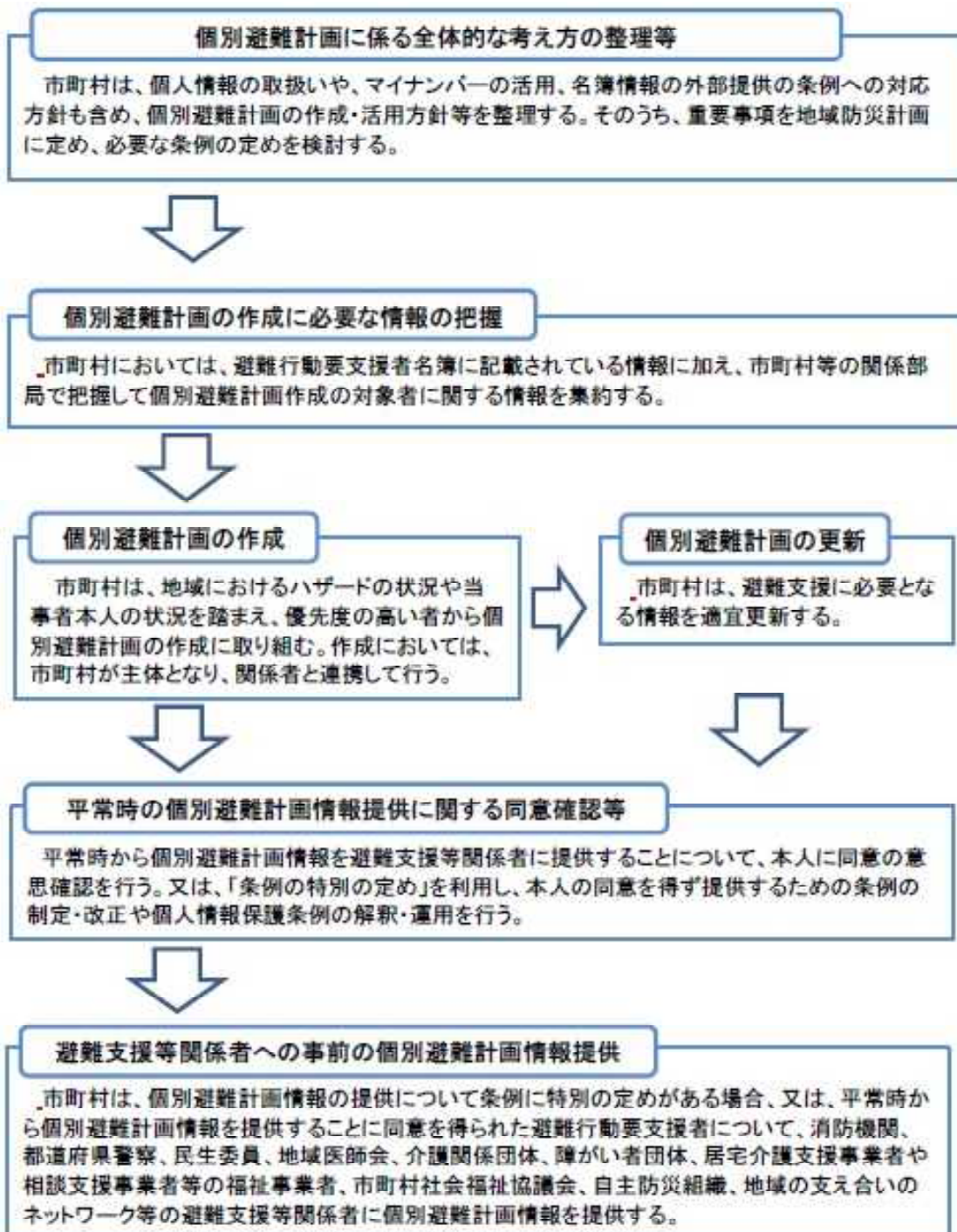
自治区・町内会、等



## 【避難行動要支援者名簿の作成手順】



## 【個別避難計画の作成手順】



## 第2章 避難行動要支援者名簿

### 1 避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等

市町村は、個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、避難行動要支援者名簿の作成・活用方針等（従前の全体計画）を整理し、そのうちの重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討することが適当です。

考え方の整理等にあたって、地域防災計画に定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項、名簿に係る作成・活用方針等において定める事項の例については以下のとおりです。

#### (1) 地域防災計画において定める必須事項

避難行動要支援者名簿は、名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者の範囲等、以下に挙げた重要事項を地域防災計画に定めた上で作成することとされています。以下の事項については、地域防災計画に必ず定めなければならない必須事項です。（なお、地域防災計画に定める事項を、以下の事項に限定するものではありません。）

#### 地域防災計画において定める必須事項

- ① 避難支援等関係者となる者（名簿の提供先）
- ② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（要支援者の要件）
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法（名簿に掲載する情報）
- ④ 名簿の更新に関する事項（更新頻度や方法等）
- ⑤ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置（名簿の提供先に対する具体的な指導内容等）
- ⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（避難情報の発令や情報伝達手段等）
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保（避難支援等関係者の安全を確保するための措置）

※地域における避難支援等関係者の決定にあたっては、災害対策基本法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定する必要はなく、また、必ずしもこれらの者に提供しなければならないものでもありません。日頃から避難支援等関係者になり

得る者の活動実態を把握し、地域の実情により避難支援等関係者を決定することが適切です。（「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日付 府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号）（以下「平成25年施行通知」という。） I V 5（3）②参照）

※平成25年の改正災害対策基本法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で、避難行動要支援者名簿に実質的に相当する名簿を作成しており、引き続き当該名簿を改正災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿として使用する場合は、当該名簿を災害対策基本法第49条の10に基づくものとして、地域防災計画に位置付ける必要がある。（平成25年施行通知 I V 5（6）参照）

## (2) 条例の定めを検討すべき事項

避難行動要支援者名簿の作成・活用に取り組むに際しては、名簿情報の外部提供に係る条例整備や、名簿の作成・更新にあたってマイナンバーを活用する方針に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づく条例整備等、以下の事項について整理・検討することが適当です。

### 条例の定めを検討すべき事項

- ① 名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置（災対法第49条の11第2項）
- ② 個人番号の独自利用を行う事務（番号利用法第9条第2項）
- ③ 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携（番号利用法第9条第2項）
- ④ 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携（番号利用法第9条第2項）
- ⑤ 同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受（番号利用法第19条第10号）

## (3) 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項

平成25年の災害対策基本法の改正以前は、災害時要援護者の避難支援についての全体的な考え方を、全体計画において定めることとしていましたが、平成25年の法改正後は、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、重要事項を地域防災計画に定めるとともに、従来の全体計画を地域防災計画の下位計画として位置付け、策定することが適当とされていました。

令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたっては、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理することが適当です。

※ なお、従来は、全体計画の策定が適当であるとしていましたが、全体的な考え方が整理されていれば必ずしも「全体計画」という名称の計画がなくてもよいという趣旨であり、すでに全体計画を作成している自治体においては、当該全体計画の見直しにより対応することでも差し支えありません。

#### 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針において定める事項の例

- ① 名簿の活用方法（避難支援、安否確認、発災後の生活支援等）
- ② 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
- ③ マイナンバーを活用する方針
- ④ 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- ⑤ 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- ⑥ 支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- ⑦ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- ⑧ あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ⑨ 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ⑩ 避難行動要支援者の避難場所
- ⑪ 避難場所までの避難路の整備
- ⑫ 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- ⑬ 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法
- ⑭ その他

## 2 避難行動要支援者名簿の作成等

### (1) 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿作成にあたっては、まず、避難行動要支援者となり得る要配慮者を把握する必要があります。要配慮者の把握にあたっての

個人情報の取扱いについては、災害対策基本法において以下のとおり規定されています。

なお、市町村が把握する要配慮者は、当該市町村の住民基本台帳に記載されている当該市町村の住所に居住している住民だけでなく、講学上住所であるか居所であるかを問わず、当該市町村内に居住する者が対象となります。（平成25年施行通知 I V 5（2）②参照）

（例）東日本大震災に伴う原発事故により、住民票を移さずに他市町村に避難している要配慮者は、避難先の市町村における避難行動要支援者の要件に合致する場合、避難先市町村の避難行動要支援者名簿に掲載されることになります。

#### ① 避難行動要支援者名簿の用途

避難行動要支援者名簿の作成目的は「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」ことであり、ここでいう「避難」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に難を避けることをいいます。

災害の中には、台風や津波などその原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでの間に一定の時間的猶予があるものもあり、こうした災害については、その発生のおそれが明らかになった時点で、名簿情報に基づき速やかに避難支援を行い、要支援者を指定緊急避難場所等の安全な場所へと避難させることが重要となります。

一方、地震のように突発的に被害をもたらす災害が発生した場合には、自力での避難が著しく困難である要支援者は被災家屋に取り残されている蓋然性が高いことから、このような場合には、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、その結果に基づき的確な救出活動を実施することが重要です。

上記の「その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」としては、安否確認に基づいた救出・救助の実施のほか、災害時に迅速な避難支援等が行えるよう、平常時からの避難訓練や防災訓練の実施等に名簿を活用することも想定されます。

#### ② 市町村内部での情報の集約（災害対策基本法49条の10第1項）

市町村においては、避難行動要支援者名簿作成に必要な限度で、市町村内部で保有する要配慮者の情報を内部で利用することができます。

例えば、福祉部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報



をその保有にあたって特定された目的以外のために利用し、名簿を作成することが可能とされています。

#### 「内部」とは

地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」であり、市町村の機関であっても、教育委員会等はここでいう「内部」に含まれません。なお、市町村において具体的にどの機関が内部組織に該当するかについて疑義が生じる場合には、市町村の個人情報保護条例に規定する「実施機関」の区分に則り、市町村長とは別の実施機関として列挙されている主体については、内部組織に含まれないと解するのが適当です。（平成25年施行通知I V 5（2）③参照）

#### ③ 都道府県等からの情報の取得（災害対策基本法49条の10第4項）

市町村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿作成のために必要と認められる場合は、都道府県知事その他の者に対して情報提供を求めることができます。

例えば、難病患者に係る情報等が名簿作成に当たり必要であれば、都道府県知事に対して難病患者に関する情報の提供を求めることができます。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすることが望ましいです。（資料編P 28参照）

### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿は、各市町村において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について要件を設定し、作成します。

#### ① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者については、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難能力の有無を以下の観点から判断し、要件を設定します。

ア 計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力

イ 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

ウ 避難行動を取る上で必要な身体能力

また、これらの避難能力の有無に加えて、例えば、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無、各市町村における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布、災害関連情報の発信方法（緊急速報メール等の視覚情報での発信や外国語での発信など）等に着目して判断します。

要件の設定に当たっては、要介護認定区分、障害支援区分等の要件に加え、支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設定することが適当です。要件から漏れた者については、自ら又は避難支援等関係者等の判断により避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組みが必要です。

#### 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の例

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

これら本人の避難能力に関する要件に加えて、土砂災害危険箇所や津波浸水想定区域等に居住していることを要件としたり、反対に、マンション等の堅牢な建物の2階以上に住んでいる場合や、常に支援が可能な健常者と同居している場合は除くという要件を設定することも考えられます。

なお、社会福祉施設入所者や病院の長期入院患者については、これらの施設の施設管理者等が水防法等に基づく避難確保計画を、さらに社会福祉施設入居者については、施設の管理者等が介護保険法等に基づく非常災害対策計画を作成することとされていることから、在宅者（一時的に入所、入院している者も含む）か否かも要件の一つになりえます。

また、社会福祉施設や病院から自宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに避難行動支援者名簿に掲載し、個別避難計画を作成するなど、避難支援等に切れ目が生じないように留意が必要です。



(参考) 避難確保計画及び非常災害対策計画等

社会福祉施設等には、円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難計画として避難確保計画（水防法等）と非常災害対策計画等（介護保険法等）の作成が義務付けられている。

<参考>

○避難確保計画関係

- ・水防法（昭和24年法律第193号）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

○非常災害対策計画等関係

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）等
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）等
- ・病院におけるBCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて（平成25年9月4日医政指発0904第2号）等

そのほか、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職との連携や、潜在化・孤立化しているものを発見又は把握し得る町内会や自治体等の地縁組織、地域の鍵となる人や団体との連携が必要です。

避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合は、逐次、精査することが重要です。

また、個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者についても、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当です。

## ② 避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿には、避難支援等を実施する上での基礎となる次の情報を記載します。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

※ なお、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録する事項として示している「住所」については、各人の生活の本拠(民法第22条)であり、必ずしも住民基本台帳に記載されていることを要しないこと。「居所」については、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所であることに留意されたい。



### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化し得ることから、市町村は以下の点に留意しながらこうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ決めておき、名簿情報を最新の状態に保つことが必要です。

また、名簿に掲載される事項が変更された場合や転居、入院等により名簿から削除された場合などは、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、名簿の登録から削除されたことを周知することが必要です。

#### ア 転入

新たに当該市町村に転入してきた高齢者や障がい者等のうち避難行動要支援者の要件に該当する者の把握

#### イ 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等のうち、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった者や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった者の把握

#### ウ 死亡、転出

避難行動要支援者の要件に該当していた者の死亡、転出の把握

#### エ 長期入院・入所

避難行動要支援者の要件に該当していた者が社会福祉施設等へ入所した事実や長期入院した事実の把握

#### オ 退院・退所

社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者の把握

また、名簿を活用した避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携することが有効です。

### (4) 個人番号（マイナンバー）を活用した名簿情報の集約・取得

名簿の運用開始から数年が経過し、9割以上の地方公共団体で名簿の作成が完了し、普及が進んできており、今後は、名簿に掲載された情報を随時更

新していく作業が重要です。

名簿に記載する情報は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先に加え、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項とされており、「避難支援等を必要とする事由」のうち、

- ・視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度
- ・要介護区分

などの情報については、市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって、マイナンバーに紐づけられた情報であるケースが多いことから、このような既に名簿に掲載され、対象となる個人が特定された避難行動要支援者の情報の更新にあたり、マイナンバーを活用することにより、市町村の事務の負担軽減及び効率化につながることであります。

また、個別避難計画の記載事項は、名簿の記載事項に加え、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項等としており、個別避難計画の作成・更新にあたっては、名簿の更新と同様の理由で、マイナンバーの活用が有効です。

加えて、マイナンバーの活用により、名簿や個別避難計画へ記載等した事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとっても、迅速に避難支援等の提供を受けることが可能となります。

上記を踏まえ、今般、番号利用法の別表第一（個人番号を利用可能な事務を定めたもの）及び同第二（複数機関間における情報連携の対象とする事務・情報を定めたもの）が改正され、上記の障がいの種類及びその程度、要介護区分等の情報をマイナンバーに紐づく情報として活用できることとなりました。

なお、名簿及び個別避難計画に個人番号を含んだ名簿情報及び個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合がありますが、個人番号を含まない名簿情報及び個別避難計画情報は外部提供できないことに留意が必要です。これは、紙媒体・電子媒体を問いません。（「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（令和3年5月10日付 府政防第601号・消防災第60号）（以下「令和3年施行通知」という。） 第四3参照）

- 番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿を作成及び更新することができます。また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に当たって、番号利用法第19条第7号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して都道府県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができます。

○ 災対法第49条の10において、避難行動要支援者名簿に記載等する情報として、「避難支援等を必要とする事由」が規定されており、これは、具体的には、避難行動要支援者の視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度や、要介護区分などの避難能力等に関する情報を指します。市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって個人番号に紐付けられた情報であるケースが多いことから、これらの情報について情報提供ネットワークシステム等を利用した情報連携により取得することで市町村が迅速かつ確実な名簿の作成及び更新を行うことが可能となり、自治体業務の効率化、事務負担の軽減につながります。また、避難行動要支援者名簿への記載等された事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとって、より実効性のある避難支援等の提供を受けることが可能となります。

○ マイナンバー利用事務の処理のための庁内連携に係る条例を制定することで、マイナンバーを利用して、市町村内で保有する番号利用法別表第二の56の2の項中第四欄に規定された情報を入手して、避難行動要支援者名簿を作成することができます。

番号利用法第9条第2項による庁内連携の条例化に当たっては、庁内連携する特定個人情報、番号利用法別表第二の第四欄に掲げるものである場合には、包括的な規定を設けることにより当該特定個人情報の庁内連携が可能となります。

(参考) 庁内連携に係る包括的な条例の例

(個人番号の利用)

第〇条

○ 市町村長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。

○ 避難行動要支援者名簿の作成にあたり、同一地方公共団体の他の機関が保有する特定個人情報を利用する場合は、当該他の機関にとっては「特定個人情報の提供」に当たるため、番号利用法第19条第10号に基づく条例の制

定が必要です。

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成に当たり、同一市町村内の他の部署(首長部局内)が保有する特定個人情報を利用するためには、番号利用法第9条第2項の規定に基づく庁内連携の条例が必要となりますが、同一市町村内の他の機関(教育委員会等)が保有する特定個人情報を利用する場合は、異なる機関間での「特定個人情報の提供」に当たるので、番号利用法第19条第10号に基づく条例の規定が必要となります。
- ・ 同一市町村内における特定個人情報の授受であっても、マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関と連携する場合は、番号利用法上、「特定個人情報の提供」に該当することに注意する必要があります。

(参考) 同一地方公共団体の他の機関から特定個人情報を入手するための条例の例

(特定個人情報の提供)

第〇条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第△の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(別表第△(第〇条関係))

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市町村長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	▼▼法による▼▼に要する費用についての▼▼に関する情報であって規則で定めるもの

(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の利用・取得と個人情報保護法改正との関係

令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)の改正では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなりますが、改正後の個人情報保護法(以下「改正個人情報保護法」という)が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正された個人情報保護法の施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日)後においても、災対法第49条の10第3項及び第4項の規定により、市町村内部において個人情報を取得(目的外利用)することが可能となります。

### 3 平常時の名簿情報提供に関する同意確認等

避難行動要支援者名簿の情報を平常時から避難支援等関係者に提供する場合、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、本人の同意を得なければならないとされています。

#### (1) 条例による特別の定めについて

平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する際には、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から名簿情報を外部に提供できることについて、当該市町村の条例に特別の定めがある場合は、同意なく提供することができます。

なお、個人情報保護条例に規定されている一般的な個人情報の外部提供に関する既定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当しますが、令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日)後は、一般的な個人情報の外部提供は、個人情報保護条例でなく、改正個人情報保護法で規定されることとなることから、一般的な個人情報の外部提供に関する定めをもって、災害対策基本法における条例の特別の定めとすることはできなくなることに留意が必要です。

○ 改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなりますが、改正個人情報保護法が自治体の個



個人情報保護に関する一般法であるのに対し、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行後は、災対法第49条の11第2項の規定により、条例に特別の定めがある場合は、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しません。

## (2) 条例による特別の定めがない場合について

市町村担当部局が本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけを行い、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要です。

このとき、本人から同意を得ることについて、個人情報に係る規定等を適切に設けたうえで、同意確認事務の一部を外部に業務委託することは、「市町村の直接的な働きかけ」として認められます。（避難行動要支援者名簿関係の質疑応答（平成27年2月19日付事務連絡）（以下「質疑応答」という。）No. 20、22、23参照）

同意を得る際には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を丁寧に説明することが望ましいです。

同意は口頭によるものと、書面によるものとを問いませんが、状況に照し本人が実質的に同意していると判断できることが必要となります。

また、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることで、名簿の外部提供を行うこととして差し支えありません。（平成25年施行通知IV 5（3）②ウ参照）

## (3) 同意を得る方法例

① 対象者に制度の趣旨を解説した文書と同意書、返信用封筒等を郵送し、同意書を返送してもらおう。（不同意の場合のみ返送してもらい、不同意の意思表示をしなかった者は同意をしたものとみなすという取扱いをすることも妨げないが、そのような取扱いをする場合は、自治体として説明責任が果たせるよう、方法や様式等を工夫して対応することが必要。）（質疑応答 No. 21、57、58参照）

② 対象者宅を市町村の職員が個別に訪問し、制度の趣旨等を説明し、本人の同意の意思を確認する。

同意を得る際には、避難支援を実施する際に、避難支援関係者が敷地内、住居・居所内に避難支援等を実施する限度内で立ち入る可能性があることについても説明し、了解を得ることが丁寧である。

- ③ 避難行動要支援者が各種手続きのために来所した際や市町村の保健師等が他の業務で対象者宅を訪問した際などに、制度の趣旨等を説明した上で、同意の意思を確認する。

#### (4) 同意を得ずに行う情報提供

平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する際には、原則本人の同意が必要となりますが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、以下のように当該市町村の条例に特別の定めがある場合は、同意なく提供することができます。

- ① 市町村の既存の条例を改正又は新たな条例を制定することにより、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できるようにする。
- ② 市町村の個人情報保護条例における外部提供禁止の例外規定である「個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき」等を根拠として提供できるようにする。

#### 個人情報保護条例の例

(利用及び提供の制限)

第九条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 法令等に定めがあるとき
- 二 本人の同意があるとき
- 三 出版、報道等により公にされているとき
- 四 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、保有個人情報を前項第五号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

#### (5) 名簿情報の提供の在り方

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有することが適切です。このため、避難行動要支援者名簿の更新を行った場合には、避難支援等関係者に、災対法第49条の11第2項の規定に基づき更新された名簿情報を提供する必要があります。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切です。

なお、名簿情報の提供と合わせて避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画情報などの避難支援等の実施に必要な・有効な情報を提供することが考えられます。

## 同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男・女
住 所			
避難支援等を 必要とする事 由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている	要介護状態区分：	
	<input type="checkbox"/> 手帳所持	障害名：          等級：	
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

同意します。  
 趣旨を十分理解した上で、同意しません。  
 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月◇◇日    氏名 \_\_\_\_\_

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

#### 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ、地域の社会福祉協議会や医師会、介護関係団体、障がい者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、自主防災組織、自治会等の避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要があります。(法49条の11第2項)

(参考)

- 市町村地域福祉計画（社会福祉法第107条）に盛り込むべき事項として「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」が明記されている。市町村地域福祉計画の策定ガイドラインにおいて当該事項の一つに「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」が挙げられており、市町村の庁内・庁外において福祉と防災の施策を連携させて平時から避難行動要支援者名簿の活用を進めることが必要である。
- 名簿を活用した避難支援等を有効に機能させるために、平時から、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携する必要がある。

#### 「必要な限度」とは

名簿情報の外部提供に当たっては、要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されることがないように、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供することが原則です。

例えば、市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の名簿情報を提供することは、実際の避難支援等に活用され得ない情報までをも含んだものとして「必要な限度」を逸脱するものと考えられるので、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供を行う際には注意が必要です。(平成25年施行通知 I V 5 (3) ②参照)

## 第3章 個別避難計画

### 1 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等

市町村は、個人情報の取扱いやマイナンバーの活用、名簿情報の外部提供の条例への対応方針も含め、個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうちの重要事項を地域防災計画に定め、必要な条例の定めを検討することが適当です。

考え方の整理等にあたって、地域防災計画に定める必須事項、条例の定めを検討すべき事項、個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例については以下のとおりです。

※ なお、個別避難計画の作成や更新の実務に早期に着手することが重要であることから、地域防災計画や条例等が手続き的に完成（施行等）していない場合でも、取組内容が実質的に定まったときには、実施できるところから取組を始めることが望ましい。

#### (1) 地域防災計画において定める必須事項

個別避難計画は、作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方や、避難支援等関係者となる者の範囲等、以下に挙げた重要事項を地域防災計画に定めた上で作成することとされています。以下の事項については、地域防災計画に必ず定めなければならない必須事項です。（なお、地域防災計画に定める事項を、以下の事項に限定するものではありません。）

### 地域防災計画において定める必須事項

- ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方（計画作成の実効性確保）
- ② 避難支援等関係者となる者（個別避難計画の提供先）
- ③ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法（計画に掲載する情報）
- ④ 個別避難計画の更新に関する事項（更新頻度や方法等）
- ⑤ 個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置（計画の提供先に対する具体的な指導内容等）
- ⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（避難情報の発令や情報伝達手段等）
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保（避難支援等関係者の安全を確保するための措置）

- 個別避難計画の作成に参画する者（地域調整会議に出席する者など）は、個別避難計画情報を取り扱うこととなるため、地域防災計画において避難支援等関係者に位置付けておくことが適当です。
- 作成に際しては、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障がい者や重度以上と判定された知的障がい者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居又は夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むことが望ましいものとされています。
- 市町村は、地域防災計画の中に、計画作成の全体像（【市町村支援による個別避難計画】及び【本人・地域記入の個別避難計画】の作成）や優先して作成する基準等について盛り込むことが必要です。
- 避難行動要支援者名簿情報の外部提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合には、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設が避難支援等関係

者となっているときは、事前に当該候補者や当該候補施設の了解を得て、個別避難計画の様式に当該候補者や当該候補施設を記入した上で、避難行動要支援者に個別避難計画の説明を行うことが考えられます。

このような手法は、避難行動要支援者にとって個別避難計画について具体的なイメージを持つことの一助となり、理解を容易にし、作成の同意につながることを期待されます。

これは、市町村にとっては事務負担の軽減につながる面もあり、個別避難計画の円滑かつ迅速な作成に資するものであります。

また、同時に、避難行動要支援者にとっても早期に円滑かつ迅速な避難の確保につながることを期待されます。

このため、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設については、名簿情報の提供が可能となるよう、地域防災計画において避難支援等関係者として定めておくことが適当です。

## (2) 条例の定めを検討すべき事項

個別避難計画の作成・活用に取り組むに際しては、個別避難計画情報の外部提供に係る条例整備や、計画の作成や更新にあたってマイナンバーを活用する方針に関して番号利用法に基づく条例整備等、以下の事項について整理・検討することが適当です。

### 条例の定めを検討すべき事項

- ① 個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置（災対法第49条の15第2項）
- ② 個人番号の独自利用を行う事務（番号利用法第9条第2項）
- ③ 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携（番号利用法第9条第2項）
- ④ 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携（番号利用法第9条第2項）
- ⑤ 同一市町村内の機関間の特定個人情報の授受（番号利用法第19条第10号）

### (3) 個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項

#### 個別避難計画に係る作成・活用方針において定める事項の例

- ① 個別避難計画の活用方法（避難支援、安否確認、発災後の生活支援等）
- ② 個人情報の取扱いの方針や外部提供に係る条例整備（同意を得る取組等）
- ③ マイナンバーを活用する方針
- ④ 個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- ⑤ 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- ⑥ 支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- ⑦ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- ⑧ あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- ⑨ 個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮
- ⑩ 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- ⑪ 避難行動要支援者の避難場所
- ⑫ 避難場所までの避難路の整備
- ⑬ 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- ⑭ 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法
- ⑮ その他

○ 地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた対応の検討に当たっては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、地域医師会、自主防災組織、福祉事業者、福祉専門職、自治会、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促すことが重要です。

○ 社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意が必要です。



- 避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠ですが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定することが適切です。その際、必ずしも災対法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることが適当です。

また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ることが適当です。

- 個別避難計画に記載されている避難支援等実施者が、避難支援等の実施に当たれない場合も想定されます。このような場合も含めての個別避難計画の活用方法をあらかじめ決めておくことが適当です。
- 個別避難計画を作成する取組を進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等実施者を始めとする市内・市外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、市町村が有する各種の広報ツール、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設などを活用し、制度の周知に努めることが適当です。

## 2 個別避難計画の作成等

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難の際に支援が必要な者の所在を確認し、避難支援等関係者と共有することで、避難支援や安否確認等に活用することができますが、災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするためには、さらに詳細な情報を記載した個別避難計画の作成を進めることが必要です。

### (1) 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

#### ① 市町村内部での情報の集約

##### ア 基本的な考え方

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市町村の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努めることとされています。

その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握することが適切です。

また、こうした避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報は、地域防災計画に基づき避難行動要支援者の個人情報を取得する場合等の個別避難計画の作成に必要な限度で、市町村の内部で利用することが可能です。

イ 個人情報保護条例との関係（災害対策基本法49条の14第4項）

改正災対法第49条の14第4項

市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

現在、全国の市町村の全てで個人情報保護条例が制定されており、これらの条例では、本人以外からの個人情報の収集、市町村が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという構成を採用しています。

各市町村の個人情報保護条例では、こうした例外類型の一つとして「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、本項の規定は、市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての法律上の根拠を設けるものです。

各市町村の個人情報保護条例によっては、「法令に基づく場合」を個人情報の目的外利用に関する例外類型として規定しておらず、条例による規定と法律による規定とが相互に矛盾抵触することもあり得ますが、このような場合には、「地方公共団体は、…法律の範囲内で条例を制定することができる」との憲法第94条の規定と、本法律の趣旨から、本法律の規定が条例の規定に優越することとなり、各市町村においては、いずれにせよ個別避難計画の作成等に必要な個人情報を取り扱うことが可能です。

- なお、令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報の取扱いについて規定されることとなりますが、改正個人情報保護法が地方公共団体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、名簿及び個別避難計画の個人情報保護についての取扱いは特別法たる災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法施行（公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日）後

においても、本項の規定により、市町村内部において個人情報を取得（目的外利用）することが可能となります。（令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)④）

#### （ア） 利用範囲

「個別避難計画の作成に必要な限度」とは、地域防災計画に基づき避難行動要支援者の個人情報を取得する場合のほか、検討段階において必要な個人情報の取得も含むものです。

「内部で利用」とは、地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」の間での相互利用を指します。このため、市町村の機関であっても、教育委員会等はここでいう「内部」に含まれず、これらの機関が保有する個人情報を利用するためには、第5項による情報提供の求めを行う必要があります。なお、各市町村において具体的にどの機関が内部組織に該当するかについて疑義が生じる場合も想定されますが、こうした場合には、当該市町村の個人情報保護条例に規定する「実施機関」の区分に則り、市町村長とは別の実施機関として列挙されている主体については、内部組織に含まれないと解するのが適当です。

#### （イ） 市町村内部での目的外利用が想定される個人情報

個別避難計画作成に必要な個人情報として市町村内部での目的外利用が想定されるものとしては、名簿と同様に例えば、福祉部局が保有する要介護認定情報、障害者手帳情報などが想定されます。

なお、個別避難計画の作成に当たっては市町村が保有する住民基本台帳を活用することも想定されますが、住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、…その他の住民に関する事務の処理の基礎とする」ことを目的（同法第1条）として作成するものであり、本項に基づく目的外利用によらず、住民基本台帳作成の目的の範疇に属するものとして、個別避難計画作成のため市町村内で活用することが可能です。

### ② 都道府県からの情報の取得（災害対策基本法49条の14第5項）

#### ア 基本的な考え方

個別避難計画を作成するに当たって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村長は必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることが可能です。

- 難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報取得が個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求め、共有することができることとされているため、積極的に必要な情報の取得に努めることが適当です。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすることが望ましいです。

## イ 個別避難計画作成に必要な個人情報の取得

### (ア) 個人情報保護条例等との関係

市町村長から情報の提供を求められた市町村外部の機関・団体が避難行動要支援者に関する個人情報を市町村長に提供する場合においては、本項(法第49条の14第5項)を根拠として対応することが可能です。

個別避難計画作成に当たり市町村長が外部の機関・団体に情報提供を求める際には、求めを受けた都道府県については当該都道府県の個人情報保護条例、市町村の機関については当該市町村の個人情報保護条例、民間事業者については個人情報保護法がそれぞれ適用され、これらの条例又は法律においては、「法令に定めがある場合」等を除いて、本人の同意を得ずに個人情報の目的外利用や第三者提供を行うことを禁止していますが、本項の規定による求めに応じて行う情報提供については、「法令に定めがある場合」等に該当するものとして、条例上又は法律上許容されることとなります。

また、令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報の取扱いについて規定されることとなりますが、改正個人情報保護法が地方公共団体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、個別避難計画の個人情報保護についての取扱いは特別法たる災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日)後においても、本項の規定により、避難行動要支援者に関する情報の提供を求められた市町村外部の機関・団体は、情報を提供することが可能となります。(令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)⑤)

### (イ) 情報提供の依頼先

「関係都道府県知事その他の関係者」としては、障害者手帳の保有に関する情報や公費助成を受けている難病患者に関する情報等を保有する都

道府県の福祉医療部局等が想定されるほか、必要に応じて民間事業者に情報提供を求めることも可能です。

なお、本項による情報提供の求めは、個人情報保護法制との関係を整理する観点から法令の根拠を設けることを目的として規定したものであり、情報提供を求められた者に対して応諾義務を課すものではありませんが、市町村長から情報提供を求められた者が、個人情報保護法制における「法令に定めがある場合」に該当するものとして、避難行動要支援者に関する個人情報を市町村に提供することを可能とするものです。

#### (ウ) 留意事項

避難行動要支援者に関する情報提供の依頼及びこれに対する情報の提供に際しては、個人情報保護法制との関係を整理する観点から、「法令の定め」に基づく依頼又は提供とは、災害対策基本法に基づくものであることを、書面をもって明確にすることが望ましいです。

#### ③ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から情報を把握することが適切です。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことが基本です。

### (2) 個別避難計画の作成

個別避難計画は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画として作成するよう努めなければならない、個別避難計画を用いることにより、あらかじめ決めた避難支援等実施者が避難先への避難の支援を行うなど、避難の実効性を高めていくことが重要となります。

#### ① 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

個別避難計画の作成においては、当事者である避難行動要支援者が、家族及び関係者ととともに計画作成のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要です。

個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要があります。なお、作成の実務として、当該市町村におけ

る関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することも考えられます。その場合であっても、市町村は、個別避難計画の作成主体として、適切に役割を果たすことが必要です。

個別避難計画作成等関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、福祉事業者、地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障がい者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等があります。

このように、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるために重要であり、そのための仕組みとして推進体制の整備が考えられるところであり、会議体や枠組みを組織横断的かつ庁外関係者にも開かれたものとして整備することも有効であることに留意が必要です。(参考)第2編第1章1(2)避難行動要支援者連絡会議(仮称)の設置

個別避難計画作成等関係者のうち、特に介護支援専門員や相談支援専門員は、①日頃からケアプラン等の作成を通じて避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できること、②ケアプラン作成等に合わせる行うことが効果的であること、③災害時のケア継続にも役立つことなどから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要です。

また、個別避難計画を作成する際の関係者との連携は、福祉専門職や社会福祉協議会を始めとして、作成の際に連携する相手方としては多様な主体が考えられることから、地域の実情を踏まえ、自らの地域にとって最適な連携の在り方を検討することが重要です。

- 個別避難計画の作成に必要な情報のうち、市町村が保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報は、個別避難計画の作成に必要な限度で、内部で利用することが可能であり、また、関係都道府県等が保有するものについては、市町村長が必要と認めるときは、関係都道府県知事等に対して、情報の提供を求めることが可能です。このような情報については、名簿情報の提供について条例に特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合には、市町村が個別避難計画の様式にあらかじ

め当該避難行動要支援者に係る情報を記載した上で避難行動要支援者本人に示し、本人が確認し、個別避難計画の作成の同意を得た上で、必要に応じて訂正や追記等を行うことにより個別避難計画を作成することができます。この手順で作成した場合、【市町村支援による個別避難計画】、【本人・地域記入の個別避難計画】のいずれにおいても避難行動要支援者の負担が軽減されることが期待できます。

- 住居・居所、居住する地域、想定される災害被害の状況、避難支援等実施者など個別避難計画に記載等する内容に共通の要素がある場合、関係する避難行動要支援者と避難支援等実施者の了解の下、複数の避難行動要支援者の個別避難計画をまとめて作成することも考えられます。

## ② 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当です。

市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際には、次のようなことが挙げられます。

- ・ 地域におけるハザードの状況(浸水想定区域(水防法)、津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくり法)、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)、噴火に伴う火山現象による影響範囲(活動火山対策特別措置法(基本指針)に基づく火山災害警戒区域)、原子力災害対策重点区域(原子力災害対策指針)等)

※ 個別避難計画の作成にあたり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきです。

- ・ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ※ 心身の状況について、医療機器(人工呼吸器等)用の電源喪失等が命にかかわる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要です。

- ・ 独居等の居住実態、社会敵孤立の状況

※ 家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要です。(令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)①イ)

※ 令和3年法改正を踏まえて、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、改正法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むこととされています。（令和3年施行通知第一Ⅱ1（2）①イ）

○ 優先度が高い者から個別避難計画の作成に取り組む一方で、各市町村の限られた体制の中でできるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするためには、市町村が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入する計画づくりを進めることが適当です。（こうした【本人・地域記入の個別避難計画】は、自分たちの命を自分たちで守る、地域で守るというエンパワーメントの視点も踏まえられたものです。）

○ 【本人・地域記入の個別避難計画】は、本人が記入、あるいは本人の状況によっては、本人の家族や町内会・自治会、自主防災組織等が記入を支援し、市町村に提出します。

提出された個別避難計画は、避難支援等実施者や避難先などの法定事項のほか市町村が地域防災計画で定める事項について、個別避難計画の作成主体である市町村が必要な記載等に漏れがないかを確認することが必要です。また、市町村に提出する際に外部提供の同意を併せて確認することが適当です。なお、この市町村による記載等事項の確認は、外部に委託することも可能です。

市町村が、以下について適当と認めた場合には、個別避難計画として取り扱います。

ア 市町村が定めた様式で必要な情報が記載等されている場合

イ 地域や関係団体において作成した様式で必要な情報が記載等されている場合（本人の了解の下、自主防災組織などの団体が複数の要支援者をまとめて避難計画を作成している場合を含む）

当該市町村が地域防災計画で定めた必要な情報が記載されていることを確認できた場合には、当該個別避難計画は、当該市町村が作成の主体となっている避難行動要支援者の個別避難計画として取り扱うことが適当です。

したがって、【市町村支援による個別避難計画】と【本人・地域記入の個



別避難計画】のいずれも避難行動要支援者の個別避難計画と取り扱うこととなります。

- 【本人・地域記入の個別避難計画】の在り方として、記入しやすいよう自己チェック方式とし、チェックの結果に基づく避難計画の自己作成を働きかけるといふ仕組みや、さらに、自己チェックの結果、行政等の協力が必要と自己判断した場合の住民からの連絡窓口を設定し、避難支援等が必要となる住民を把握する、という仕組みも考えられます。

また、優先度が高い避難行動要支援者から【市町村支援による個別避難計画】の作成に年度ごとに段階的に取り組みつつ、当該年度で【市町村支援による個別避難計画】の対象とならない避難行動要支援者には、【本人・地域記入の個別避難計画】について作成の方法例を本人や地域に示し、取組を促すなどの対応も考えられます。

なお、本人・地域記入の個別避難計画も必要な内容の計画とすることができ、市町村支援か本人・地域記入かは個別避難計画の内容の優劣を示すものではないことに留意が必要です。

- ③ 個別避難計画を作成することなどについての同意

個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、市町村長の当該避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務はかからないこととなりますが、同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要があります。また、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要があります。

また、同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することにより同意につながる可能性があることに留意が必要です。（令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)①ア))

- 個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者に個別避難計画の作成の仕方、記載事項等を説明し（郵送等で説明する場合を含む。）、また、必要に応じて、避難行動要支援者に避難先や避難支援等実施者についての意向を確認することが適当です。

これにより、個別避難計画を作成する同意を避難行動要支援者から得たときは、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個

人情報を「避難支援等実施者」や「避難施設その他の避難場所」の施設管理者などの関係者に提供することができることとなります。

- 避難行動要支援者に個別避難計画の作成の同意を得ようとするときは、個別避難計画情報に関する下記事項についての説明が必要です。(令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)②)

ア 平時には、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこと

イ 災害時には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報が同意なくとも提供されること

合わせて、個別避難計画情報の提供を受けた者に対しては守秘義務を課しているところであり、個別避難計画情報を提供するときは、市町村長は、提供を受ける者に対して漏洩防止のための措置等の必要な措置を講ずるよう求めることなど、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者などの権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることを説明することが適当です。

その上で、個別避難計画の作成の同意を得る際には、同時に、条例の特別の定めがない場合の平時の外部提供の同意も併せて得ることが考えられます。(令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)②)

避難支援等実施者についても、個別避難計画に記載等する際に、外部提供について説明の上、条例の特別の定めがない場合、平時の外部提供の同意を得ることが考えられます。

#### ④ 個別避難計画の記載等事項

個別避難計画には、避難支援等を実施する上での基礎となる以下の情報を記載します。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ケ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- キの「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」は、避難支援等実施者の特定に必要な基本的な情報として記載等を求めるものです。

記載等する目的は、平時における避難訓練等の情報提供や災害の発生時又は発生するおそれがある場合において、避難支援等実施者と確実に連絡がとれるようにしておき、避難情報等の情報伝達をする場合や、避難支援の実施状況を把握する場合、避難行動要支援者が避難支援を求める場合等に連絡するためです。

これらの各情報は、災害時に避難支援等実施者と連絡がとれる程度の記載をすることで差し支えありませんが、必ず連絡が取れるものであることが重要です。また、住所又は居所については、避難支援等実施者が団体や組織である場合、「代表者の住所」や「消防屯所」のようなものを記載することも考えられます。

なお、個別避難計画に記載される避難支援等実施者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有することになります。

- クの「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」は、避難場所と避難経路の記載を求めるものです。「避難施設その他の避難場所」については、避難先として何らかの記載が必要となります。「避難路その他の避難経路に関する事項」については、地図を添付又は記載することが望ましいですが、必ずしも記載を求めるものではありません。

特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、狭隘部、急勾配、段差等の留意事項や、これを踏まえた具体的な避難支援の方法について、市町村、避難行動要支援者、避難支援等実施者それ

ぞれが認識を共有し、避難支援等の実効性を確保するために記載を求める趣旨となります。（令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)③）

「避難施設その他の避難場所」の検討に当たっては、人工呼吸器等の医療機器を装着している場合、電源の喪失は生命に関わることから、非常電源の有無等を確認した上で避難場所を検討し、非常電源が確保されていない場合には、医療機関やメーカーと連携した確保策を含め、あらかじめ調整しておくことが適当です。

「避難施設」とは、避難先の建物などの意味である一方、「避難場所」は、避難先であることは「避難施設」と同じですが、建物の内外を問いません。次に「避難路」は、住居の敷地外の公道を意味する一方、「避難経路」は、住居の敷地内(屋内も含む。)の通路も含みます。

そのほか、災害の種別によって、避難支援等を実施する上で注意すべき事項がある場合には、必要に応じて記載等することが考えられます。

なお、個別避難計画に記載される「避難施設その他の避難場所」の施設管理者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有することになります。

- ケの「前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項」は、市町村が必要と判断した事項を記載等することを求めるものです。

市町村長が必要と認める事項の例：市町村の状況に応じて、例えば自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品、移動時に必要な合理的配慮の内容などが考えられます。また、避難生活支援に関する内容について、特記事項や留意事項に記載等することが考えられます。

避難生活における合理的配慮などの項目を個別避難計画に位置付けるかは、救急医療情報など当事者本人が記録等したものを災害時に活用する取組も考えられるため、市町村において判断するものと考えることが適当です。

そのほか、避難行動要支援者の性別などにより、避難支援等実施者の選定に配慮が必要な事項を記載等することが考えられます。

- 個別避難計画の作成が十分に進んでいない市町村においては、特に必要な内容に絞って記載して作成することから始め、更新の機会等を活用して記載する内容の充実を図る方法も考えられます。（令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)③）

- 避難行動要支援者のマイ避難計画(=自分にあった避難行動)について、当事者や地域がすべき対応が時系列でまとめられることは有効であり、内容により個別避難計画の要件を満たしていれば個別避難計画として取扱う、あるいは、個別避難計画を補完するものとしてあわせて作成することも考えられます。

また、避難行動要支援者の「災害・避難カード」(※)について、避難行動のタイムラインを記したものや、何か起きた時には、他の人に自分のこと(避難経路や避難時の支援者等の情報等)が伝わるようになっているものもあるため、個別避難計画を補完するものとして活用することも考えられます。

※ 災害・避難カードとは、各自が避難すべき場所、避難を支援してくれる人、避難のタイミングなどをあらかじめ認識しておくため、それらの情報をコンパクトにまとめたカード。

- 避難支援等実施者として組織や団体も記載等することができます。  
なお、組織や団体を記載等した場合、当該組織や団体は、個別避難計画情報の提供を受けることとなりますが、当該個別避難計画情報は、避難支援等の実施に必要な限度で提供されたものであり、当該組織又は団体内で実際の避難支援等に当たらない職員や構成員までも共有することは、必要な限度を逸脱する可能性があることに留意が必要です。

#### ⑤ 避難を支援する者の確保

市町村の避難を支援する者の選定に関する考え方は、地域の実情、地域での検討結果を踏まえた内容とすることが必要です。避難を支援する者を確保するためには、地域住民や消防団、自主防災組織等と要支援者をマッチングし、平時からの関係づくりを促すことなどが重要です。この際、地域に事業所や宿舎等を有する企業等も、避難支援等実施者や避難支援等関係者として協力を得ることも考えられます。

なお、個別のニーズから市町村によるマッチングによらず、自ら避難支援等実施者を探すことを望む場合があることに留意が必要です。

- 市町村との事前の調整により、自主防災組織や自治会等の組織・団体や個人が避難支援等実施者の候補者となることを包括的に了解した場合には、個別避難計画の作成に当たり、あらかじめ様式に当該組織・団体、

候補者を避難支援等実施者の候補者として記入して避難行動要支援者に提示する方法も考えられます。

また、市町村は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合には、避難支援等実施者の候補者に避難支援等実施者になることを打診し、事前に了解を得た場合は、あらかじめ様式に避難支援等実施者の候補者を記入して提示する方法も考えられます。

- 避難を支援する者が支援を引受けやすくなるよう、避難を支援する者の負担感を軽減するための取組が必要です。

《想定される取組の例》

- ・個々の支援者の体力や状況等を踏まえ、複数人で役割分担し避難の支援を実施することも考えられます。
  - ※複数人で役割分担をする場合、それぞれが、避難を促すための本人等への電話での連絡や安否確認、避難支援など一部支援を実施し、全体として適切な避難支援等とすることが考えられます。
  - ※複数人で役割分担して避難の支援を実施することにより避難を支援する者の負担感の軽減が期待されます。
- ・地域における支援者の輪を広げる取組として、地域の避難訓練等を通じて、同じ地区内に住む避難行動要支援者の支援を近隣住民が経験してもらうことも大切です。
- ・避難行動要支援者が寝たきりの場合など、心身の状況により避難支援等に困難を来す場合については、あらかじめ近隣の介護施設等の福祉事業者による支援について調整しておくことも考えられます。

- ⑥ 個別避難計画作成への本人や関係者の参加

市町村支援による個別避難計画の作成においては、個別避難計画の実施に関係する者が参加する会議(地域調整会議)を開催し、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことが望ましいです。

この会議には、地域の実情に応じ、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、民生委員、避難行動を支援する者、自主防災組織、自治会、障がい者団体その他の個別避難計画作成等関係者が参加することが想定されます。

会議の開催にあたっては、避難行動要支援者と関係者が、円滑に意思疎通ができるようにするなど、本人の状況に応じた合理的配慮がなされる

ことが望ましいです。なお、庁内外の防災と福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係者をつなぐことが、地域調整会議を円滑に実施する上で重要です。

なお、本人の心身の状況等によっては、会議形態をとらずに、本人宅で必要な関係者だけで情報共有、調整を行うことも考えられます。

そのほか、地域調整会議において取り扱われる避難行動要支援者の個人情報、適切に情報管理するよう留意し、また、個別避難計画の作成が完了した際は、本人(本人の状況によっては家族)による記載内容の確認を行うことが適切です。

- 避難先への経路を避難行動要支援者本人と避難支援等実施者が実地に辿る避難訓練は、予行して避難支援上の留意点を確認することにより、個別避難計画の実効性を確保することが望ましいです。避難行動要支援者本人に前向きな変化が生じる可能性があり、また、避難先の雰囲気や避難行動の状況を経験し、慣れることにつながります。

⑦ 個別避難計画が作成されていない者への配慮

災害時に、生命・身体を保護するという行政の役割に鑑み、作成作業の途中である、作成の同意が得られない等の事情によって個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう配慮が必要となります。

配慮の具体的な内容としては、市町村が、避難行動要支援者名簿において個別避難計画の作成の有無を分かるようにしておき、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、次のような仕組みを整えておくことが考えられます。(令和3年施行通知第一Ⅱ1(3)④)

- 想定される配慮の例としては、名簿情報の外部提供に係る避難行動要支援者本人の同意又は条例に特別の定めが、
  - [ある場合] ・平時から、市町村は、避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿を提供
  - [ない場合] ・平時においては、市町村は、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡し、避難支援等を準備
  - ・災害時には、事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施

なお、避難支援等を行うための必要な配慮を行うことは、個別避難計画【市町村支援による個別避難計画】、【本人・地域記入の個別避難計画】の作成が未済である避難行動要支援者全体に適用することが適当です。

⑧ 福祉避難所への直接の避難

福祉避難所への直接の避難については、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入者の調整等を行い、避難が必要となった際に、災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所等への直接の避難を促進していくことが適当です。

また、移動により心身の状態の悪化を招く、特別な設備が必要であるなど、福祉避難所等に直接の避難が必要な場合、個別避難計画作成の過程において、事前に避難先との調整を行い、具体的な手順等を定めておくことが適当です。

- なお、受入れを想定していない避難者により、福祉避難所としての対応に支障が生ずる懸念があることなどから、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘があるため、指定福祉避難所を指定するときに、受入対象者を特定して公示することによって受入対象者とその家族のみ避難する施設であることを明確化できる制度が創設されたため、本制度も活用し、避難行動要支援者の避難先の確保を進めることが適当です。（災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年5月10日付内閣府令第30号））

⑨ 改正法に基づき作成された個別避難計画と改正法施行前に作成された個別避難計画の関係

これまで「個別計画」、「個別避難支援計画」、「支援プラン」、「避難支援プラン」、「災害時ケアプラン」等の名称で個別避難計画に類する計画を作成していた市町村については、当該計画の内容が、改正災対法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて個別避難計画を作成する必要はありません。ただし、この場合においても、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があります。（令和3年施行通知第一Ⅱ1（6））

また、記載内容に不足があるなど、改正災対法に基づき作成される個



別避難計画の内容に実質的に不足がある場合には、災対法施行後の更新等の適切な機会を捉えて、個別避難計画の備考や特記事項の欄あるいは余白などに必要な事項を追記することが考えられます。

⑩ 個別避難計画の様式例

市町村が個別避難計画の作成に取り組む際の参考として、個別避難計画の様式例（P. 54～59）を例示します。各市町村においては、本手引きの内容や地域の実情などを踏まえ、個別避難計画を使用する関係者が連携し、各市町村における様式を検討することも考えられます。

個別避難計画の様式例(表)

氏名 <small>※児童の場合は( )で保護者の氏名を記入</small>			
生年月日		年齢	
住所又は 居所			
性別	男 ・ 女	電話番号	
携帯番号		FAX番号	
メール アドレス			
同居家族等			
避難場所	名 称		
	住 所		
緊急時の 連絡先①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：
緊急時の 連絡先②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住 所		
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ		
	氏 名 <small>(団体名及び代表者)</small>		
	住 所		
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ		
	氏 名 <small>(団体名及び代表者)</small>		
	住 所		
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。  
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等 することで足りるものとする。



個別避難計画の記入例（例3-1）（表）

氏名 ※児童の場合は（ ）で保護者の氏名を記入		ボウイ 花子 防災 かおる	
生年月日	昭和△年△月△日	年齢	△歳
住所又は 居所	東京都□□区□□△-△		
性別	男 ・ 女	電話番号	03-△-△
携帯番号	090-△-△	FAX番号	なし
メール アドレス	◇◇@◇◇.jp		
同居家族等	なし		
避難場所	名 称	□区立□小学校	
	住 所	東京都□□区□□-△	
緊急時の 連絡先①	フリガナ	ボウイ 花子	
	氏名（団体名）	防災 花子	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号1：03-△-△ メールアドレス：なし その他：不在時は携帯へ	電話番号2： 090-△-△
緊急時の 連絡先②	フリガナ		
	氏名（団体名）		
	住 所		
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ	■タカジシボウ ボウイカキ	タカ 伊助
	氏 名 <small>（団体名及び代表者）</small>	■地区自主防災組織	会長 地区 一郎
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号1：080-△-△ メールアドレス：◇@◇ その他：	電話番号2：
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ		
	氏 名 <small>（団体名及び代表者）</small>		
	住 所		
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	※ 避難支援等実施者を複数記載等 しない場合も想定される。

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。  
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等 することで足りるものとする。



個別避難計画の記入例（例3-2）（表）

氏名 <small>※児童の場合は（ ）で保護者の氏名を記入</small>		ボウイ 知 防災 太郎	
生年月日	昭和△年△月△日	年齢	△歳
住所又は 居所	東京都□□区□□△-△		
性別	男・女	電話番号	03-△-△
携帯番号	090-△-△	FAX番号	なし
メール アドレス	◇◇@◇.jp		
同居家族等	なし		
避難場所	名 称	□区立□中学校	
	住 所	東京都□□区□□-△	
緊急時の 連絡先①	フリガナ	ボウイ ハコ	
	氏名（団体名）	防災 花子	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号1：03-△-△	電話番号2： メールアドレス：なし その他：不在時は携帯へ 090-△-△
緊急時の 連絡先②	フリガナ	ボウイ 一郎	
	氏名（団体名）	防災 一郎	
	住 所	千葉県□□市□□-△	
	連絡先	電話番号1：03-△-△	電話番号2： メールアドレス：なし その他：不在時は携帯へ 090-△-△
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ	チキ 知	
	氏 名 <small>（関係者及び代理者）</small>	地区 太郎	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号1：080-△-△	電話番号2： メールアドレス：◇◇@◇ その他：
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ	ケウ 知	
	氏 名 <small>（関係者及び代理者）</small>	健康 枝子	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号1：090-△-△	電話番号2： メールアドレス： その他：

※ 代理記入が必要な場合は  
児童の場合と同様の取り扱い  
を行うことが考えられる。

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。  
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等 することとする。



個別避難計画の記入例（例3-2）（裏）

<p>避難時に 配慮しなく てはなら ない事項</p>	<p>(あてはまるものすべてに☑)</p> <p><input type="checkbox"/>介護保険の認定を受けている【要介護状態区分：要介護3】</p> <p><input type="checkbox"/>手帳所持【障害名 等級：】</p> <p><input type="checkbox"/>難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/>医療機器の装着等をしている</p> <p><input type="checkbox"/>立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/>音が聞こえない（聞き取りにくい）</p> <p><input type="checkbox"/>物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/>言葉や文字の理解がむずかしい</p> <p><input type="checkbox"/>危険なことを判断できない <input type="checkbox"/>顔を見ても知人や家族とわからない</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>
<p>特記事項</p> <p>自宅で想定 されるハザ ード状況・ 常備薬の有 無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子での生活（自操可）</li> <li>・自宅マンション1階、想定最大規模の洪水が発生した場合、ハザードマップでは2階まで浸水してしまうエリアである（〇〇川の洪水）</li> <li>・常備薬は〇〇に保管。かかりつけ医は〇〇、主治医〇〇先生</li> <li>・左耳が聞き取りにくいので、話をするときは右側から</li> <li>・電話を使うことができる</li> <li>・寝室はトイレの横の部屋</li> </ul> <div data-bbox="272 1003 619 1115" style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>記入例3-1より詳しい内容を記載。 各市町村が予め特記事項に必要な内容を 決めている想定。</p> </div>
<p>避難支援時の留意事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇区水害ハザードマップ△ページ参照</li> <li>・避難所は自宅より徒歩5分程度</li> <li>・避難所（〇〇中学校）の前の道には段差があり注意が必要</li> <li>・避難所（〇〇中学校）にはEVあり</li> <li>・避難経路 自宅⇒〇〇信号を左折⇒〇〇交差点を右折⇒直進⇒〇〇中学校正門</li> </ul> <div data-bbox="263 1534 1109 1792"> <p style="text-align: right;">国土院院地産院地回より</p> </div> <div data-bbox="316 1814 694 1937" style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>記入例3-1より詳しい内容を記載。 自宅から避難所までの経路図や留意事項を 記載している。</p> </div>	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。  
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「-」と記載等 することとする。

### (3) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり重要です。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新することが求められます。

なお、更新の考え方(契機、更新が必要となる事情の変更、更新の周期など)に関しては、名簿と同様に地域防災計画において定めることが適当です。

(令和3年施行通知第一Ⅱ1(2)①ウ)

○ 適時適切に更新がなされるようにするために、各市町村の実情を踏まえて更新の考え方を地域防災計画等で示している具体例として、以下の項目が挙げられます。

#### ・更新の契機

- 本人、家族の申し出(意向、申出、届出)
- 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認
- 自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけ

#### ・更新が必要となる事情の変更

- 避難行動要支援者の状態(転居、心身の状況等)
- 災害時の情報伝達(緊急連絡先、情報伝達手段等)
- 避難誘導等(避難支援等実施者、避難先、移動手段等)

#### ・更新の周期

- 本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
- 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う
- 年1回(年1回以上、年1回程度、毎年などのバリエーションあり)

○ 個別避難計画に基づく避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携することが有効です。

○ また、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意が必要です。



#### (4) 個人番号（マイナンバー）を活用した個別避難計画情報の集約・取得

番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して個別避難計画を作成及び更新することができます。また、個別避難計画の作成及び更新に当たって、番号利用法第19条第7号及び別表第二の規定により、情報提供ネットワークシステム等を使用して都道府県や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができます。

なお、個別避難計画に個人番号を含んだ個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合がありますが、個人番号を含まない個別避難計画情報は外部提供できることに留意が必要です。これは紙媒体・電子媒体を問いません。

- マイナンバー利用事務の処理のための庁内連携に係る条例を制定することで、マイナンバーを利用して、市町村内で保有する番号利用法別表第二の56の2の項中第四欄に規定された情報を入手して、個別避難計画を作成することができます。

番号利用法第9条第2項による庁内連携の条例化に当たっては、庁内連携する特定個人情報が、番号利用法別表第二の第四欄に掲げるものである場合には、包括的な規定を設けることにより当該特定個人情報の庁内連携が可能となります。

(参考) 庁内連携に係る包括的な条例の例

(個人番号の利用)

第〇条

- 市町村長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。

- 個別避難計画の作成にあたり、同一地方公共団体の他の機関が保有する特定個人情報を利用する場合は、当該他の機関にとっては「特定個人情報の提供」に当たるため、番号利用法第19条第10号に基づく条例の制定が必要です。

- ・ 個別避難計画の作成に当たり、同一市町村内の他の部署(首長部局内)が保有する特定個人情報を利用するためには、番号利用法第9条第2項の規定に基づく庁内連携の条例が必要となりますが、同一市町村内の他の機関(教育委員会等)が保有する特定個人情報を利用する場合は、異なる機関間での「特定個人情報の提供」に当たるので、番号利用法第19条第10号に基づく条例の規定が必要となります。
- ・ 同一市町村内における特定個人情報の授受であっても、マイナンバーを利用して同一市町村内の他の機関と連携する場合は、番号利用法上、「特定個人情報の提供」に該当することに注意する必要があります。

(参考) 同一地方公共団体の他の機関から特定個人情報を入手するための条例の例

(特定個人情報の提供)

第〇条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第△の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(別表第△(第〇条関係))

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市町村長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による避難行動要支援者名簿の作成に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	▼▼法による▼▼に要する費用についての▼▼に関する情報であって規則で定めるもの

## (5) 個別避難計画の作成に必要な個人情報の利用・取得と個人情報保護法改正との関係

令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による個人情報保護法の改正では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなりますが、改正個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、個別避難計画の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日)後においても、災対法第49条の14第4項の規定により、市町村内部において個人情報を目的外利用することが可能となり、第5項の規定により、避難行動要支援者に関する情報の提供を求められた市町村外部の機関・団体は、情報を提供することが可能となります。

### 3 市町村内部における個別避難計画情報の利用

#### 改正災対法第49条の15第1項

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市町村長は、改正災害対策基本法第49条の14第4項(個人情報保護条例との関係)又は第5項(都道府県等からの情報の取得)の規定により、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個人情報を市町村の内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等から情報提供を受けることが可能となりますが、これらの規定は、福祉部局等が保有していた避難行動要支援者に関する個人情報について、その本来的な利用目的(社会保障給付に関すること等)を変更することなく、個別避難計画の作成という別の目的に限って目的外利用等することを認めたものであり、個別避難計画に集約された個人情報を避難支援等という更に別の目的に利用することは、これ自体個人情報保護条例上の「目的外利用」に当たります。

本項は、こうした点を踏まえ、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が個別避難計画情報を内部利用することができるよう法律に根拠を設けたものであり、本項に基づく個人情報の利用については本人又は避難支援等実施者の同意を得ることを要しません。(令和3年施行通知第一Ⅱ1(3)①)

○ 本項に基づき市町村の内部において具体的に想定される個別避難計画情報の利用用途としては、①個別避難計画情報の外部提供に関する本人又は避難支援等実施者の同意を得るための連絡、②防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供、③災害時の情報伝達、避難支援、④災害時の安否確認・救助等が考えられます。

○ なお、消防機関が、個人情報保護条例において別の実施機関である場合には、外部提供は次項に記載する同条第2項に基づくことになるため、条例による特別の定めや整備や同意の取得等円滑な運用が図られるように留意が必要です。

#### 4 平常時の個別避難計画情報提供に関する同意確認等

個別避難計画の情報を平常時から避難支援等関係者に提供する場合、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、本人の同意を得なければならないとされています。

##### (1) 条例による特別の定めについて

平時から避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する際には、名簿と同様に、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から個別避難計画情報を外部に提供できることについて、当該市町村の条例に特別の定めがある場合は、同意なく提供することができません。

なお、個人情報保護条例に規定されている一般的な個人情報の外部提供に関する規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当しますが、令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日)後は、一般的な個人情報の外部提供は、個人情報保護条例でなく、改正個人情報保護法で規定されることとなることから、一般的な個人情報の外部提供に関する定めをもって、災害対策基本法における条例の特別の定めとすることはできなくなることに留意が必要です。

○ 改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなりますが、改正個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、個別避難計画の個人情報保護

についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行後は、災対法第49条の15第2項の規定により、条例に特別の定めがある場合は、個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等実施者の同意を要しません。

(2) 条例による特別の定めがない場合の同意の取得について

個別避難計画情報の提供については、心身の機能の障がいや移動の際の持出し品、移動時に必要な合理的配慮の内容等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあることから、平常時から行うものについては、事前に避難行動要支援者等の同意を得ることが必要です。

同様に、避難支援等実施者についても自らの氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先が他者に知られることになるため、事前に同意を得ることが必要です。

そのため、平常時から、避難行動要支援者に自宅の災害リスク等についてハザードマップ等を通じて確認していただくことや、避難支援の必要性に関する啓発活動などを通じて、個別避難計画の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要です。

この際、「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問いませんが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となります。

なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、個別避難計画情報の外部提供を行うこととして差し支えありません。

○ そのほか、個人情報の提供を懸念する避難行動要支援者に対しては、避難支援等実施者に提供する個人情報の範囲を絞ることが、避難行動要支援者の懸念の払拭、外部提供の同意や個別避難計画の作成の促進につながる場合もあることに留意が必要です。

○ 地区防災計画の素案を定めようとする地区内の避難行動要支援者に個別避難計画が作成されている場合には、素案を作成しようとする地区防災計画の内容が当該避難行動要支援者の避難支援等に資するものである場合、法第49条の11第2項又は法第49条の15第2項に基づき、地区防災計画の素案の作成に係る者を地域防災計画において避難支援等関係者として

位置づけ、当該避難行動要支援者に係る個別避難計画情報を提供することが考えられます。

(3) 個別避難計画情報の提供先

本項で個別避難計画情報の提供先とした主体は、避難支援等関係者ですが、市町村においては、要支援者の人数や所在、必要な避難支援の態様など地域の実情を適切に勘案しつつ、個別避難計画情報の提供先及び方法を地域防災計画に定めるよう取り計ることが適当です。

(4) 個別避難計画情報の提供の在り方

更新を行った場合には、避難支援等関係者や避難先の施設管理者等に必要に応じて、更新された個別避難計画情報を提供することが適当です。

そのほか、個別避難計画情報の提供と合わせて避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画情報などの避難支援等の実施に必要な・有効な情報を提供することが考えられます。

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

令和△△年□月◇◇日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます  
⇒ 同意します

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます  
⇒ 同意します

署名

---



個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

令和△△年□月◇◇日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます  
⇒  同意します

作成・更新の同意欄、情報提供の同意欄のここ所それぞれにチェックし、氏名を記入する。

個別避難計画を提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます  
⇒  同意します

個別避難計画作成の同意については、  
① 市町村で記載等できる項目を入力した状態で避難行動要支援者に確認する方法  
② 事前に同意をいただき記入を開始する方法等が考えられる。

署名 防災 太郎



## 5 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報提供

個別避難計画情報の外部提供については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の個人情報等を第三者である避難支援等関係者に対して提供することとなるため、当該計画情報を保護する観点から、平時においては、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこととされています。

一方で、災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意を要しないこととされています。

なお、個別避難計画の作成に係る同意を得ようとするときに併せて、外部提供について説明を行い、平時の外部提供についての同意を得ることが考えられます。

### 「必要な限度について」

個別避難計画情報の外部提供に当たっては、要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されることがないように、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供することが原則です。

例えば、市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供することは、実際の避難支援等に活用され得ない情報までをも含んだものとして「必要な限度」を逸脱するものと考えられるので、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供を行う際には注意が必要です。

一方、災害時の避難支援等には直接携わらないものの、個別避難計画に係る避難支援等実施者に事故があった場合の対応に関する事前検討を通じて間接的に避難支援等に関与する者に個別避難計画情報を提供すること等は、ここでいう「必要な限度」に含まれると考えられます。

- 本項に基づく個別避難計画情報の事前提供は、これを受領した民生委員等の地域の避難支援者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高める準備をしておくことを可能とすることを主たる目的としたものです。

個別避難計画の情報については、災害の発生に備え、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、地域の社会福祉協議会や医師会、障がい者団

体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、自主防災組織、自治会、避難先の施設管理者等の避難支援等関係者に対して、事前の提供を促進する必要があります。

また、避難支援等関係者には、避難情報に関する制度改正、ハザードマップや避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新などの情報提供や情報共有をすることが重要です。

なお、避難支援先となる避難所等は、あらかじめ受入れる避難行動要支援者に応じて受入れ準備を行うことが適当です。

## 第4章 個人情報適切な管理

### 1 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の適正な管理

#### (1) 避難行動要支援者名簿・個別避難計画のバックアップ

災害規模等によっては市町村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や外付けハードディスクによる管理などにより、避難行動要支援者名簿や個別避難計画のバックアップ体制を築いておくとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく必要があります。

#### (2) 市町村における情報の適正管理

市町村において、名簿情報や個別避難計画情報を適正に管理することは、避難行動要支援者の個人情報や権利利益を保護するとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要です。市町村内部における情報管理については、パスワード等を設定して電子データで管理するなど、各市町村の情報セキュリティポリシーや具体的なマニュアルに従い、適切な管理が行われるよう配慮が必要です。

- 避難行動要支援者名簿は、本人の同意が得られた者については、平常時から避難支援等関係者に提供することになるため、同意が得られている者のみが掲載された名簿と同意が得られていない者も含む名簿と2通りの名簿を作成するなど、誤って同意が得られていない者の情報を平常時から避難支援等関係者に提供することがないように注意が必要です。
  
- 同意が得られていない者についても災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、同意を得ずに名簿情報を避難支援等関係者、その他の者に提供することが可能であるため、災害発生時等に備えて提供すべき避難支援等関係者ごとに名簿を整理しておく必要があります。

(例) 災害時にA地区の自治会に提供する名簿は、A地区の住民のみが掲載された名簿にしなければならないため、平常時からA地区の住民のみの名簿を作成しておくなど。

### (3) 避難支援等関係者の適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずることが求められます。

#### 市町村が講ずる措置例

- ・避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援等を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう説明すること
- ・市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ・名簿情報の取扱状況の報告を求めること
- ・平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求めること
- ・避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

## 2 適切かつ積極的な個人情報の取扱い

東日本大震災では、従前の「災害時要援護者名簿」を活用して、地域の避難支援者等による要援護者の避難支援や安否確認が行われたことにより、要援護者の命を救うことができた事例がある一方で、作成した名簿を地域の避難支援者に提供されていなかった事例や発災後の混乱の中で安否確認に利用

できなかつた事例も見受けられました。（「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」（平成25年3月）参照）

平成25年の災害対策基本法の改正では、そのような教訓を基に、平常時及び災害時の名簿情報提供について法律に明確な根拠を設け、市町村において積極的に名簿を活用できるような制度とされました。こうしたことから、市町村においては、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるとともに、積極的に名簿情報の提供等を行い、実効性のある避難支援につなげることが求められます。

## 第5章 防災意識と災害への備えの啓発

避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した避難支援を進めていくには、地域の関係者によりネットワークを構築した上で、関係者が役割分担をし、避難行動要支援者一人一人の状況を平常時から把握しながら災害時に備えていくことが必要です。そのためにも、日頃から避難行動要支援者も含めた地域住民の防災意識を啓発していくことが大切です。

また、災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等が防災知識を身に付け、日頃から備えておくことも必要です。

### 1 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、避難行動要支援者の避難支援時の特性や対応方法等についても併せて啓発を図っておくことが必要です。

具体的には、避難行動要支援者の救出や避難誘導等に当たって配慮すべき事項についてのパンフレット等を作成し配布するなどして、地域住民の避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及を図ります。

### 2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

#### (1) 要配慮者への研修等

高齢者、障がい者等自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促しておくことが適切です。

#### 研修等の例

- ・ 避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- ・ 個別避難計画の積極的な作成
- ・ 名簿情報や個別避難計画情報の外部提供の意義
- ・ 障がい者団体や福祉関係者等との関係づくり
- ・ 家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- ・ 地域の防災訓練等への参加
- ・ 発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）3カ所程度決める 等

## (2) 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成することが適切です。

### 研修等の例

- ・ 自主防災組織や自治会等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障がい者等との関わり方などの福祉や保健に関する研修
- ・ 地域の会合等における、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修
- ・ 個人情報漏えいを防止するための研修

## 3 防災訓練等の実施

地域住民や避難行動要支援者自身の防災意識を高めていくため、市町村や地域等で実施する各種の防災訓練において、避難行動要支援者に対する避難支援の視点を入れた訓練を実施するほか、避難行動要支援者自身が参加する訓練・講習会等を実施します。

市町村は、考え得る様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や避難支援活動に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、福祉事業者、ボランティアなど様々な分野の関係機関の参加を得ながら実施することが適切です。

### 訓練例

- ・ 警戒レベル3 高齢者避難の発令や伝達
- ・ 避難場所への避難行動支援
- ・ 名簿情報や個別避難計画情報の提供と平常時からの情報提供に不同意である者への支援
- ・ 発災直後の安否確認
- ・ 避難場所からの避難所等（福祉避難所含む）への移送

## 4 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備や備えについて、避難行動要支援者本人及びその家族や支援者等に対し周知し、防災意識を高めることが必要です。周知に当たっては、点字や録音、イラスト、SPコード（※）付きの文書等

を用いたり、簡易な言葉や漢字にはルビをふるなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努めます。

なお、防災に対する正しい知識を避難行動要支援者本人やその家族等に正しく理解してもらうためには、本人やその家族等を対象とした講習会や研修会等を実施することも有効です。

(※)SP コード：文字情報を内包した二次元コードの一種で、対応の読取装置で読み取ることで文字情報を音声で聴くことができる。

## 5 避難行動要支援者自身の備え

災害時に避難行動要支援者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、避難行動要支援者自身やその家族等の日頃の備えも必要です。

このため、避難行動要支援者自身やその家族等は次の事項等を参考にしながら災害に対する備えに取り組むとともに、市町村等は、避難行動要支援者への啓発や地域住民への理解促進に努めます。

### (1) 隣近所や地域の各種団体等との連携

- ① 最寄りの民生・児童委員や自主防災組織のリーダー等が誰であるか把握しておきます。
- ② 地域の様々な組織や団体と、日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- ③ 市町村や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

### (2) 必要な支援内容の伝達

- ① 災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、カード等に記載するなどして準備しておきます。

### (3) 避難経路の確認

- ① 自宅から避難所等までの経路を事前にチェックし、家族や支援者等とともに実際に歩いてみて、注意すべき場所や障害物等改善を要する点があれば、市町村や施設の管理者に連絡します。



#### (4) 非常持ち出し品等の準備

- ① 災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるように出入口付近に備えておきます。
- ② 特に、薬や医療器具等、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておくなどの備えが必要です。

#### (5) 災害に備えた備蓄

##### ① 飲料水

一人1日3リットルを目安として、最低1日分、出来れば3日分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

##### ② 食料

缶詰や保存食、菓子等電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能で、長期保存が可能な食料を日頃から3日分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

家族に、乳幼児、高齢者の方、食物アレルギーや慢性疾患のある方（食事療法をしている方）などがある場合は、家族の状況にあった食品を選びます。

#### (6) 外出時の備え

- ① 自宅から外出した際に災害にあう場合も考えられます。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザー等それぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

#### (7) 住宅の安全対策

##### ① 住宅の補強

地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、その結果により必要があれば耐震改修や補強を実施したり、門柱やブロック塀等についても同様に対応します。

##### ② 住宅の中の安全対策

家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害を受けないような配置等をします。

窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。

## 第3編 災害発生時における避難行動要支援者の避難支援等

### 第1章 避難情報等の伝達

#### 1 要配慮者の円滑な避難のための情報伝達

市町村は、災害が発生した場合や発生のおそれがあり避難を要する場合には、要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、避難情報の発令及び伝達に関する事項を地域防災計画に定めた上で、適切に発令し、また、自ら情報を入手することや理解することが困難な要配慮者に対して、あらゆる伝達手段・方法により、迅速・確実に避難情報等を伝達します。

##### (1) 警戒レベル3高齢者等避難の発令・伝達

「警戒レベル3高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしています。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなります。

- 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」(避難情報等:市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等)とを関連付けるものです。「高齢者等避難」と関連付けられる警戒レベルは、「警戒レベル3」であり、居住者等がとるべき行動等は次のとおりです。

- ・居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等(※)は避難

- ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がい者等、及びその人の避難を支援する者

高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動の見合わせを始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなります。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましいです。

- 要配慮者は、避難のための準備や避難行動自体に時間を要する可能性があり、警戒レベル等は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難のために重要な情

報です。そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意して行います。

- ① 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ③ 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選んで伝達すること

## (2) 多様な手段の活用による情報伝達

避難情報等の伝達に当たっては、確実に要配慮者に情報が伝達されるようFAXや携帯電話、防災行政無線等できるだけ多様な手段を活用するとともに、災害時には電話回線の輻そうや電力の寸断等により、電話や携帯電話等の通信機器等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することを併用することが有効です。

## 情報伝達の例

聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信

聴覚障がい者用情報受信装置

個別受信機（表示板付き）

プラカード

津波フラッグ（津波に限る。）による視覚的な情報伝達

個別訪問

視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話

個別受信機

放送や拡声器等を使用した呼びかけ

個別訪問

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信

字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送

SNS等のインターネットを通じた情報提供

やさしい日本語による情報提供（ホームページ、SNS、デジタルサイネージ、ハンドブック等）多言語による情報提供（※）

※多言語による防災情報の提供については、多言語で情報発信するアプリケーション（Safety tips 等）や行政機関（気象庁や市町村等）のホームページ等における防災情報の多言語化が重要です。その上で、その利用を市町村内の外国人に周知することが望ましいです。周知方法として、例えば、市町村から外国人向けに以下のパンフレットの配布及びホームページ・SNS等での紹介等が考えられる。

<災害時に便利なアプリとWEB サイト(多言語)>

<http://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index.html>

<外国人のための減災のポイント（やさしい日本語及び多言語QRコード）>

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/gensai/index.html>

（国の取組指針参照）

## 第2章 避難誘導、安否確認等

### 1 避難支援等関係者の対応原則と安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報や個別避難計画情報（以下「名簿情報等」）の提供について条例による特別の定めがある場合、又は、平常時から名簿情報等を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合の避難支援について、名簿情報等を基に安否確認や避難支援活動を行います。（避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、避難支援、安否確認、発災後の生活支援等の用途があり、そうした用途も踏まえ、状況に応じて適切に活用することが重要です。）

※ 個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではないことから、計画作成主体である市町村や、福祉専門職や社会福祉協議会など個別避難計画の作成事務の一部を受託等した者、民生委員や自主防災組織など個別避難計画作成等関係者、避難行動要支援者の避難を支援する者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知することが適当です。

避難支援等関係者が行う避難支援活動については、避難支援等関係者本人やその家族等の生命及び身体の安全を前提としたものとし、東日本大震災においては、消防職員・消防団員、民生委員等の支援者が多数犠牲になったこともあるため、市町村は地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるように、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮することが必要です。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを決め、周知することが適切です。その上で、一人一人の避難行動要支援者に、災害時の避難の必要性や避難行動要支援者名簿制度の意義や目的等について理解してもらおうと同時に、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを事前に理解してもらうことが必要です。

- 消防団が行う避難誘導等の活動に携わる団員の安全を確保するため、津波到達時間に応じて活動時間を判断するなど退避ルールを定めている例もあることから、このような事例も参考に、地域の実情も踏まえ、避難行動要支援者名簿に基づき避難の支援をする者の安全確保を図ることが重要です。

- 個別避難計画の実施は、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援等と同様の行為であると考えられるため、個別避難計画の実施において負傷等万一のことがあった場合も、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援等があった場合と同様に、災対法に基づく補償の対象となります。

(参考)

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者(公務災害補償等の対象者を除く。)が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災対法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。(平成27年2月19日付け事務連絡(内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付・消防庁国民保護・防災部防災課))

同様に、避難を支援する者や避難行動要支援者に負傷等万一のことがあった場合には、災害との因果関係など所要の要件を満たす場合には、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支給や貸付の対象となります。

現状、避難訓練などの際には、民間の保険を活用し、負傷等万一の際に備えている例もあることから、このような事例を参考に、個別避難計画に基づく避難支援等においても、負傷等万一の場合の補償や損害賠償等に備えることが考えられます。

こうした負傷等万一のことがあった場合の整理について、個別避難計画に避難を支援する者として記載等することの了解を得るためにも、分かりやすく説明していくことが重要です。

## 2 避難行動要支援者の安否確認と避難支援活動

### (1) 安否確認

#### ① 避難行動要支援者名簿の活用

災害発生時には、平常時から避難行動要支援者名簿が提供されている避難支援等関係者が名簿を活用して安否確認を行います。地震発生時などは、要支援者の自宅自体に被害がない場合も、家具の下敷きになっているなど、自宅内で負傷している可能性も考えられます。また、要支援者自身が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなることや介護者自身が負傷などにより支援が必要となる場合もあります。さらには、ライフラインの供給が止まるな

どして、その後の自力生存が困難となり、助かった命が失われる可能性もあります。

市町村は、そうした自体を防ぐためにも、避難支援等関係者による安否確認に加えて、避難場所や避難所においても避難行動要支援者名簿を活用し、名簿に掲載されている避難行動要支援者の安否確認を行うことが適切です。安否が確認できない場合には、避難所から人を派遣し、状況の把握をするとともに、必要に応じて避難所への移動等の支援を行うことが必要です。

## ② 安否確認の外部への委託

安否確認を外部に委託する場合は、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じることが求められます。そのため、あらかじめ適切な民間企業や団体等と安否確認に係る協定を結んでおくことが適切です。

また、日頃から要支援者との関わりがあり、身体状況や家族の状況を把握している福祉サービス提供者と連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効です。さらに、令和3年度より、居宅介護支援事業者・相談支援事業者含め、全ての介護サービス事業者等に、業務継続に向けた計画等の策定の実施等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられたところでもあり、市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉事業者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つです。

## (2) 避難支援活動

災害発生直後の避難行動要支援者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間は、地域の住民の協力による方法が効果的と考えられます。

あらかじめ個別避難計画で定めた避難支援者を中心に、地域の住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者の避難誘導を行います。

避難誘導を実施する際に配慮すべき事項は、概ね次のとおりです。

区 分	配慮を要する事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none"><li>毛布でくるんだり、頭を覆う等安全確保を図り、おぶひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとります。</li><li>日頃から服用している薬を携帯します。</li></ul>

<p>認知症高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒しやすい家具等から離れたり、頭を守るように支援します。</li> <li>・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。</li> <li>・ 一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。</li> <li>・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。</li> </ul>
<p>視覚障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。</li> <li>・ 支援者の肘の上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。</li> <li>・ 避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、手のひらに文字を書く等の手段により伝えます。</li> <li>・ あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に示します。</li> </ul>
<p>聴覚障がい者 言語障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者・言語障がい者から依頼があれば、メモ等で情報提供をします。</li> </ul>
<p>肢体不自由者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。</li> <li>・ 自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行います。</li> </ul>
<p>内部障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要）を確保し、必要に応じて静かにかつ迅速に災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。</li> </ul>
<p>知的障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡カード、療育手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するよう指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えをします。</li> <li>・ 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。</li> <li>・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。</li> <li>・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。</li> </ul>
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急連絡カード、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）や普段から服用している薬を携帯するよう指示します。</li> <li>・ 努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけます。</li> <li>・ 一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引くなどして移動します。</li> <li>・ 不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎし</li> </ul>



	<p>たり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。</li> </ul>
自閉症者	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。</li> </ul>
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> <li>難病医療情報手帳、指定難病医療費受給者証、普段から服用している薬等を携帯するよう指示します。</li> <li>自力移動が困難な人には、車椅子やストレッチャー等の移動用具の確保や移動援助者の派遣を行います。</li> <li>人工呼吸器や常時使用する医療機器が安全・確実に稼働するよう、移動用電源の確保、バッテリーの充電等に留意し、迅速に、災害を免れた医療機関へ搬送します。</li> <li>人工呼吸器装着患者の移動には、介護になれた人以外に看護師等の医療従事者を派遣します。</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者とともに避難します。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難時の転倒等による流早産のおそれがある場合には家族等が付き添う必要があります。</li> <li>出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い、出産時の協力を求めます。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。</li> <li>外国語等ができる近隣の住民等の協力を求めます。</li> </ul>

### 3 名簿の事前提供に不同意であった者への支援

#### (1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に不同意であった者は、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供がされておらず、個別避難計画も作成されていないものと考えられます。その場合、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができます。

そのため、市町村は、避難支援等関係者への情報提供に同意していない者についても、避難支援等関係者その他の者に対し、可能な範囲で支援を

行うよう協力を求めることができます。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではありません。そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する必要があります。

## (2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

災害発生時又は発生するおそれがある場合の名簿情報の提供先については、あらかじめ地域防災計画に定めた避難支援等関係者のみならず、避難行動要支援者の安否確認や避難支援等への協力が期待できる企業や団体等に提供することができます。例としては、被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊、福祉事業者、障がい者団体等が挙げられます。

## (3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えい防止

災害発生時の不同意者を含む避難行動要支援者名簿は、あらかじめ地域防災計画に定められた避難支援等関係者以外の者にも提供されることが考えられます。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、第2編—第3章—1で記載した市町村が講ずる措置の他、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずることが求められます。

# 4 個別避難計画の事前提供に不同意であった者への支援

## (1) 不同意者を含む個別避難計画の提供

計画を作成している者は、個別避難計画に基づき避難支援がなされることが基本となります。一方で、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、避難行動要支援者等の同意を得ることを要せず、個別避難計画情報を外部に提供することができます。

なお、災害時には、事前提供と同様の「避難支援等関係者」や(地域防災計画に避難支援等関係者として定めていない場合でも)「その他の者」として、避難支

援等への協力が得られる企業や団体にも提供が可能です。（令和3年施行通知第一Ⅱ1(3)③）

- 作成した個別避難計画を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために、個別避難計画情報が地域の支援者等にも適切に提供され、個別避難計画情報が最大限活用されるよう、災害時の市町村外部への提供について、各市町村においては適切に対応することが重要です。そのため、市町村は、避難支援等関係者への情報提供に同意していない者についても、避難支援等関係者その他の者に対し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができます。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の個別避難計画情報まで一律に提供することは適切ではありません。そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、「避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断するよう留意する必要があります。

## (2) 個別避難計画情報の提供先

災害発生時又は発生するおそれがある場合の個別避難計画情報の提供先については、あらかじめ地域防災計画に定めた避難支援等関係者のみならず、避難行動要支援者の安否確認や避難支援等への協力が期待できる企業や団体等に提供することができます。例としては、被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊、福祉事業者、障がい者団体等が挙げられます。

## 5 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

東日本大震災では、本県における震災関連死のうち、「避難所等における肉体・精神的疲労」と「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」を原因とした死亡が約7割を占めることから、「福島県における震災関連死防止のための検討報告」（平成25年3月29日）復興庁参照）避難場所以降の要配慮者への対応が十分でなかったことも震災関連死増加の一因と考えられます。

そのため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、安否確認や避難支援活動等に活用するだけでなく、避難先の担当者に名簿情報や個別避難計画情報を引継ぎ、その後の生活支援等に活用することも重要です。

また、他の避難所等への避難行動要支援者の移送については、あらかじめ移送に係る事業者と協定を結び、移送方法を定めておくことが適切です。

これは、①個別避難計画が作成されていないことから、最寄りの指定一般避難所等に到着したが、そこが本人にとって避難生活を送ることが困難な場合に、現在いるところから指定福祉避難所等に移動が必要となる場合や、②不測の事態等により、個別避難計画を作成したときに予定した避難先に到着できなかった等の場合に、一時的に避難したところから指定福祉避難所等に移動が必要となる場合などを想定しています。

発災後は、避難行動要支援者の移送の責任者となった者が中心となり、あらかじめ定めた作成・活用方針等に基づき、避難行動要支援者を移送することが適切です。

- 避難先等に到着して以降の局面については、市町村が、被災者支援に関するアセスメント調査票や被災者台帳も活用して要配慮者の情報を防災・福祉・保健・医療などの各分野の関係者で共有し、関係各分野の施策や取組を連携させて支援することが重要です。

具体的には、関連施策である、①県保健医療調整本部による対応、②災害派遣福祉チーム(DWAT)による対応、③被災者見守り・相談支援事業、④地域福祉計画に基づく対応、⑤居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者による業務継続計画に基づく対応などと関連づけていく必要がある。

- 個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を実施する際に、避難支援等関係者から市町村(個別避難計画の担当部署)に連絡を行うことは、避難行動要支援者の安否確認、災対法第49条の15第3項に基づく個別避難計画の外部提供の必要性の判断などに役立つと考えられます。避難支援等実施者から市町村への連絡を行う時機は、避難行動要支援者の避難開始、避難先への到着などの時点で、その旨連絡することが考えられます。連絡の実施を確実なものとするためには、個別避難計画を作成する際や避難訓練などの機会にあらかじめ定めておくことにより確実な実施が可能となります。

避難行動要支援者の避難及び個別避難計画の実施状況を把握することにより、事後検証が可能となり、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取組の改善が図られ、避難行動要支援者の避難の実効性を高めることにもつながります。

## 第4編 個別避難計画に係るその他の事項

### 第1章 個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

#### 1 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に個別避難計画情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から個別避難計画情報を保有していない者に対しても個別避難計画情報を提供することが考えられます。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、市町村は、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています(法第49条の16)。

- 本法に基づく個別避難計画情報の外部提供は、避難行動要支援者に対する避難支援等に必要な範囲内で、消防機関や警察機関等の行政機関、民生委員等の個人、市町村社会福祉協議会や自主防災組織等の民間団体に対して幅広く行われることとなります。

この際、個別避難計画情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとしています(法第49条の17)が、個別避難計画情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するためには、このような個人単位での措置はもとより、個別避難計画情報を受け取る団体そのものにおいても、個別避難計画情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、個別避難計画情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講じられることが求められます。

このため、名簿情報の取扱いと同様に、個別避難計画情報の取扱いについてもその適正管理に万全を期す観点から、個別避難計画情報の受領者個人に対する守秘義務と両輪をなすものとして、市町村長に対し、個別避難計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講じることを個別避難計画情報の提供先に求めるなど個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けるものです。(令和3年施行通知第一Ⅱ1(4))

#### ①努力義務の内容

本条に基づき市町村長に課せられる努力義務は、個別避難計画情報を外部提供する際に、その提供先に対して個別避難計画情報の漏えい防止等に必要な措置を講じるよう求めることなど、避難行動要支援者等と避難行動要支援者の家族等の権利利益を保護するために必要な措置を講じることです。なお、本条に基づく努力義務は、発災時に緊急に個別避難計画情報を提供する場合も対象としてい

ますが、平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対する個別避難計画情報の提供についても本条の対象としているのは、使用後の個別避難計画情報の廃棄・返却等について求めることも念頭に置いたものです。

「個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置」としては、次のようなことが考えられます。

#### 市町村が講ずる措置例

- ・個別避難計画には避難行動要支援者名簿と同様に避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう依頼すること
- ・受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・個別避難計画情報の取扱状況の報告を求めること
- ・平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に個別避難計画情報の廃棄・返却等を求めることの取扱いを説明すること
- ・個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

また、本条記載の「その他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置」としては、受領した個別避難計画情報を避難支援等以外の目的のために使用することを禁止することのほか、個別避難計画情報の適正な管理を促進するため、市町村において個別避難計画情報の提供先を対象とした研修を実施すること等も想定されます。

なお、個別避難計画情報の提供先に対してどのような情報管理措置を求めるかは、提供する個別避難計画情報の量や提供方法（紙媒体・電子媒体の別）、受領者の特性（行政機関・民間団体の別や個人情報保護条例等の適用の有無）等を総合的に勘案して判断するべきであることから、その具体的な内容については地域防災計画で定めることとしています。このため、市町村においては、個別避難計画情報の提供先を地域防災計画に定めるのにあわせて、個別避難計画情報の提供先

に対して求める情報管理措置の内容等についても一体的に定めることが適当です。

## ② 市町村内における個別避難計画情報の適正管理

本条は、市町村が外部の避難支援者に個別避難計画情報を提供する際の努力義務を規定したのですが、市町村内部においても個別避難計画情報が、名簿情報と同様に適正に管理されるべきであることに留意が必要です。

市町村内部における情報管理については、かねてより、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取扱方法等を定めた情報セキュリティポリシー及び具体的な実施手順(マニュアル)が各地方公共団体で策定されており、各市町村においては、避難行動要支援者個人の秘密を含んだ個別避難計画についても適正な情報管理が行われるよう、改めてこのセキュリティポリシー等の遵守を徹底されるよう配慮が必要です。

## 2 秘密保持義務

個別避難計画に記載された個別避難計画情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障がいや疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものです。

このため、個別避難計画情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、避難行動要支援者等はもとより、避難行動要支援者の家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねません。また、個別避難計画情報に含まれる秘密の保持について避難行動要支援者等及び家族等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの個別避難計画情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした個別避難計画制度の実効性を大きく毀損するおそれもあります。

本条(法第49条の17)は、こうした考えから、名簿情報と同様に、個別避難計画情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等及び家族等の個人情報の保護並びに個別避難計画制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、個別避難計画情報の提供を受けた者その他の個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者に対して守秘義務を課すものです。

市町村においては、本条の趣旨・内容を十分に踏まえた上で、個別避難計画情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図ることが適切です。(令和3年施行通知第一Ⅱ1(5))

## (1) 義務の内容

本条に基づく秘密保持義務の内容は、市町村から直接又は間接に個別避難計画情報の提供を受けた個人について、それによって知り得た要支援者に関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らさないことを指します。

ここでいう「秘密」とは、一般に『非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう。』と解されており(最判昭和52年12月19日)、本法の避難行動要支援者に関しては、心身の機能の障がいに関する情報や疾病その他の健康状態に関する情報等が典型的に該当するものと考えられます。また、個別避難計画情報として直接的に知り得るこれらの秘密に加え、個別避難計画情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た非公知の情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密に該当し得ます。

ただし、本条による秘密保持の対象となるのは、個別避難計画情報の提供を受けたことによって直接又は間接に知り得た秘密であり、本法に基づき個別避難計画情報の提供を受ける以前から地縁関係等を通じて同様の事実を既に知っていた場合には、ここでいう知り得た秘密には該当しません。

- 「正当な理由がなく」とは、避難行動要支援者に対する避難支援等に必要のない理由で秘密を漏らすことを禁止する趣旨であるため、次の例のような場合は、「正当な理由」に当たるものと考えられ、本条の守秘義務違反に該当しません。

(例)

個別避難計画情報の提供を受けていた者が、災害時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要に応援を得るため緊急に個別避難計画情報を近隣住民に知らせるような場合

一方、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に個別避難計画情報を提供することについては、「正当な理由」に該当しません。

本法においては、個人情報の保護と利用のバランスを図る観点から、平常時からの個別避難計画情報の提供については、その相手方をあらかじめ地域防災計画で定めるとともに、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこととしています。当該規定の主旨を鑑みても、市町村長から個別避難計画情報の提供を受けた者が、市町村及び避難行動要支援者の関知しない者に独断で個別避難計画情報を提供することは適当では



ありません。

## (2) 義務の対象者

本条による秘密保持義務が課せられる対象者は、第49条の15第2項又は第3項の規定により、市町村長から個別避難計画情報の提供を受けた者又は個別避難計画情報の提供を受けた団体の職員等であって、実際に個別避難計画情報を取得した者です。

本法による個別避難計画情報の提供は、地域防災計画に基づき平常時からなされる場合と災害が発生した場合等に緊急になされる場合がありますが、いずれの場合に個別避難計画情報を取得した者についても、本条による義務が課せられます。一方、(1)の破線囲み内で例に挙げたような場合に、避難支援等の応援のために緊急的に個別避難計画情報の提供を受けた住民等については、本条の義務は課せられません。

- 「個別避難計画情報の提供を受けた者」とは、第49条の15第2項又は第3項の規定により市町村長から直接的に個別避難計画情報の提供を受けた者を指しますが、個別避難計画情報の提供は個人に対して直接的に行われる場合だけでなく、社会福祉協議会等の市町村内の一定の区域を管轄する法人に対してなされることも想定されることから、このような場合には、個別避難計画を受領した法人に対してではなく、実際に個別避難計画情報を取り扱う役員又は職員に対して義務が課せられます。

また、個別避難計画情報を受領する主体としては、法人格を有していない自主防災組織等の団体も想定されており、このような場合における当該団体の構成員は、社会通念上、当該団体の役員又は職員とは観念されないことから、こうした者についても本条による義務が課せられるよう「その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者」と規定されたものです。

なお、本条による秘密保持義務は、個別避難計画情報を活用した避難支援等を行う立場にあった間はもとより、これらの立場を退いた後についても引き続き課せられるものであり、この点条文上も「又はこれらの者であつた者」と明確にされているので、留意が必要です。

## (3) 義務の違反

個別避難計画情報を提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関や警察機関、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、仮にこれらの者が個別避難計画情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が課せられま

す。

一方、自主防災組織の構成員など、職務としてではなく善意に基づき無償で避難支援等に携わる民間人については、個別避難計画情報の受領について過度な心理的負担を課し、「共助」による避難支援等の裾野自体を限定的なものとする事のないよう、本法では守秘義務違反に対する罰則を設けていません。ただし、この場合においても、個別避難計画情報が漏えいし、民事上の損害賠償訴訟が提起された場合には、本条の義務違反が不法行為責任の認定根拠となり得るため留意が必要です。

## 第2章 地区防災計画との連携

災害が発生した際に高齢者の避難が遅れる状況があり、その背景には、高齢者は情報を受けにくく、かつ、その情報に対して危機感を持ちにくい実態があります。このため、高齢者の避難には地域ぐるみの支援が必要であり、地区防災計画の役割が期待されます。

地区防災計画は、地区住民等の共助による健康加齢者の避難計画を定め、地域における避難の実効性を高めるとともに、住民共通の関心事である防災を入口にして地域のつながりを深めるものであるため、地域ぐるみの支援の方法として積極的な活用が求められます。

### 1 地区防災計画を推進する際の留意点

地区防災計画を推進する際には、次の点に留意が必要です。

- ・地区防災計画については、個別避難計画と同様に災害の危険度の高いところから優先的に素案の作成を促すとともに、まずは命を守る避難について計画すること、さらに災害関連死を防止するため避難生活についても計画することが望ましいこと。
- ・個別避難計画は、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、関係者による避難支援の確保等を図るため、市町村が作成主体となり、関係者や本人等の参画を得て取り組まれるものである。このため、地区内に個別避難計画が作成されている場合、地区住民等は、地区防災計画の素案作成に当たり、個別避難計画において記載等された避難支援等の内容を前提として、健康加齢者や避難行動要支援者を含む地区住民等を対象に、避難その他の防災の取組を計画すること。したがって、地区防災計画では、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認することが重要である。
- ・地区防災計画及び個別避難計画並びに、水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画との連携や整合性にも留意すること。
- ・地区防災計画が、障がい者や高齢者を含む、あらゆる人を取り残さない内

容となるよう、また、地区住民等が地区防災計画の素案を作成する際、個別避難計画との整合を図ることができるよう、防災、福祉、さらに可能なら医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わるができる環境を整えるよう努めること。

- 市区町村の中でこうした様々な分野の関係者を調整・連結できる人材を育てていくよう努めること。
- 地区防災計画の素案作成に当たっては、避難行動要支援者自身が参画し、地域の関係者とつながるよう促すとともに、ユニバーサルデザインの観点等から避難行動要支援者本人の意思の尊重、コミュニケーション等の支援が必要な場合における合理的な配慮にも努めること。

## 避難行動要支援者の避難支援対策に関する県の支援窓口

(本庁機関) 所在地：福島市杉妻町2-16

部 名	総室・課名	連絡先	備考
危機管理部	危機管理総室 災害対策課	電話：024-521-7194 FAX：024-521-7920	全般事項
生活環境部	生活環境総室 国際課	電話：024-521-7183 FAX：024-521-7919	外国人
保健福祉部	保健福祉総室 保健福祉総務課	電話：024-521-7217 FAX：024-521-7979	保健福祉全般
	生活福祉総室 社会福祉課	電話：024-521-7322 FAX：024-521-7917	地域福祉
	生活福祉総室 高齢福祉課	電話：024-521-7163 FAX：024-521-7985	高齢者在宅福祉
	生活福祉総室 障がい福祉課	電話：024-521-7170 FAX：024-521-7929	障がい者福祉、難病対策
	健康衛生総室 健康づくり推進課	電話：024-521-7640 FAX：024-521-2191	アレルギー関連
	こども未来局 子育て支援課	電話：024-521-7174 FAX：024-521-7747	母子保健
	こども未来局 児童家庭課	電話：024-521-8665 FAX：024-521-7747	児童・女性福祉

## (出先機関)

地方	機 関 名	所在地・連絡先	備 考
県 北	県北地方振興局 県民環境部 県民生活課	福島市杉妻町2-16 電話：024-521-2709 FAX：024-521-2855	
	県北保健福祉事務所  総務企画部 総務企画課 健康福祉部 保健福祉課 高齢者支援チーム 児童家庭支援チーム 障がい者支援チーム 健康増進課 生活衛生部 医療薬事課 医事薬事チーム 感染症予防チーム 衛生推進課 環境衛生チーム 食品衛生チーム	福島市御山町8-30 FAX：024-534-4105  電話：024-534-4104 FAX：024-534-4325  電話：024-534-4156 電話：024-534-4118 電話：024-534-4300 電話：024-534-4161 FAX：024-534-4162  電話：024-534-4103 電話：024-534-4113  電話：024-534-4304 電話：024-534-4305	
県 中	県中地方振興局 県民環境部 県民生活課	郡山市麓山一丁目1-1 郡山合同庁舎 電話：024-935-1295 FAX：024-925-9026	
	県中保健福祉事務所  総務企画部 総務企画課 健康福祉部 保健福祉課 高齢者支援チーム 児童家庭支援チーム 障がい者支援チーム 健康増進課 生活衛生部 医療薬事課 医事薬事チーム 感染症予防チーム 衛生推進課 環境衛生チーム 食品衛生チーム	須賀川市旭町153-1 FAX：0248-75-7824  電話：0248-75-7805  電話：0248-75-7808 電話：0248-75-7809 電話：0248-75-7811 電話：0248-75-7814  電話：0248-75-7817 電話：0248-75-7818  電話：0248-75-7820 電話：0248-75-7821	

地方	機 関 名	所在地・連絡先	備 考
県 南	県南地方振興局 県民環境部 県民生活課	白河市昭和町269 白河合同庁舎 電話：0248-23-1548 FAX：0248-23-1507	
	県南保健福祉事務所  総務企画部 総務企画課 健康福祉部 保健福祉課 高齢者支援チーム 児童家庭支援チーム 障がい者支援チーム 健康増進課 生活衛生部 医療薬事課 医事薬事チーム 感染症予防チーム 衛生推進課 環境衛生チーム 食品衛生チーム	白河市郭内127 FAX：0248-22-5451  電話：0248-22-5447  電話：0248-22-5478 電話：0248-22-5647 電話：0248-22-5649 電話：0248-22-5443  電話：0248-22-5479 電話：0248-22-6405  電話：0248-22-5486 電話：0248-22-5487	
会 津	会津地方振興局 県民環境部 県民生活課	会津若松市追手町7-5 会津若松合同庁舎 電話：0242-29-5295 FAX：0242-29-5520	
	会津保健福祉事務所  総務企画部 総務企画課 健康福祉部 保健福祉課 高齢者支援チーム 児童家庭支援チーム 障がい者支援チーム 健康増進課 生活衛生部 医療薬事課 医事薬事チーム 感染症予防チーム 衛生推進課 環境衛生チーム 食品衛生チーム	会津若松市城東町5-12 FAX：0242-29-5509  電話：0242-29-5504  電話：0242-29-5272 電話：0242-29-5278 電話：0242-29-5275 電話：0242-29-5507  電話：0242-29-5512 電話：0242-29-5511  電話：0242-29-5521 電話：0242-29-5516	

地方	機 関 名	所在地・連絡先	備 考
南会津	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	南会津町大字田島字根小屋甲 4277-1 南会津合同庁舎 電話：0241-62-2061 FAX：0241-62-5209	
	南会津保健福祉事務所  総務企画部 総務企画課 健康福祉部 保健福祉課 生活衛生部 医療薬事課 衛生推進課	南会津町大字田島字天道沢甲 2542-2 FAX：0241-63-0310  電話：0241-63-0303  電話：0241-63-0305  電話：0241-63-0306 電話：0241-63-0308	
相 双	相双地方振興局 県民環境部 県民生活課	南相馬市原町区錦町一丁目30 南相馬合同庁舎 電話：0244-26-1144 FAX：0244-26-1120	
	相双保健福祉事務所  総務企画部 総務企画課 健康福祉部 保健福祉課 高齢者支援チーム 児童家庭支援チーム 障がい者支援チーム 健康増進課 生活衛生部 医療薬事課 医事薬事チーム 感染症予防チーム 衛生推進課 環境衛生チーム 食品衛生チーム	南相馬市原町区錦町一丁目30 FAX：0244-26-1332  電話：0244-26-1323  電話：0244-26-1132 電話：0244-26-1134 電話：0244-26-1132 電話：0244-26-1331  電話：0244-26-1328 電話：0244-26-1329  電話：0244-26-1363 電話：0244-26-1358	
いわき	いわき地方振興局 県民部 県民生活課	いわき市平字梅本15 いわき合同庁舎 電話：0246-24-6203 FAX：0246-24-6228	